

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
1001010	商業・法人登記手続の行政書士への開放	行政書士が商業・法人登記申請書の作成・提出を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。	国民の利便性の向上、資格者間の相互乗入れの観点から、行政書士が申請書の作成・提出を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。 商業・法人登記申請は、添付書類(定款、株主総会議事録等、申請書に添付する書類)の作成及び申請書の作成・提出で行われる。行政書士は添付書類の作成を業としているが、申請書の作成・提出は司法書士法の規制があるため、行政書士は行うことができず、依頼者本人が行うか又は司法書士に依頼することになり、依頼者である国民に手続きの煩雑さや経済的な負担増を強いている。行政書士が添付書類の作成に引き続き、申請書の作成・提出を行えるようにすることで、依頼者である国民に対して「迅速で確実かつ廉価なワンストップサービス」を提供できることになり、国民の利便性が向上する。 定款作成は行政書士の専管業務であるが、法務省は、平成18年1月20日付け法務省民商第135号民事局商事課長回答「司法書士が作成代理人として記名押印又は署名している定款が添付された登記申請の取扱いについて」で司法書士による定款作成を認め、さらに、平成18年4月17日付け法務省告示で、電子公証制度において「司法書士用電子証明書」の使用(司法書士による電子定款作成代理)を認めた。司法書士に対してのみ、通達及び告示により、行政書士の専管業務を認めるとは一方的・恣意的取扱いであり、相互乗入れの観点から、行政書士に対しては司法書士の専管業務(申請書の作成・提出)を認めるべきである。 申請書はA4サイズ1枚の定型的なもので、添付書類の一部を転記して作成するものであり、添付書類を作成した行政書士にとっては容易に作成できるものである。		行政書士制度研究会	37 香川県	総務省 法務省
1001020	不動産相続登記手続の行政書士への開放	行政書士が不動産登記申請書(相続を原因とする所有権移転に限定)の作成・提出を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。	国民の利便性の向上の観点から、行政書士が申請書(相続を原因とする所有権移転に限定)の作成・提出を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。 不動産相続登記手続は、「遺産分割協議書の作成」及び「申請書の作成・提出」で行われる。(遺産分割協議書は申請書に添付する書類となる。) 行政書士は「遺産分割協議書の作成」を業としているが、「申請書の作成・提出」は司法書士法の規制があるため、行政書士は行うことができず、依頼者本人が行うか又は司法書士に依頼することになり、依頼者である国民に手続きの煩雑さや経済的な負担増を強いている。行政書士が「遺産分割協議書の作成」に引き続き、「申請書の作成・提出」を行えるようにすることで、依頼者である国民に対して「迅速で確実かつ廉価なワンストップサービス」を提供できることになり、国民の利便性が向上する。 申請書はA4サイズ1枚の定型的なもので、遺産分割協議書の一部を転記して作成するものであり、遺産分割協議書を作成した行政書士にとっては容易に作成できるものである。		行政書士制度研究会	37 香川県	総務省 法務省
1001030	行政不服申立て手続の行政書士への開放	行政書士が行政不服審査法に基づく不服申立て手続代理を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。	国民の利便性の向上の観点から、行政書士が行政不服審査法に基づく不服申立て手続代理を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。 行政庁に対する許認可申請が不許可・不認可になった場合、当該処分取消しを求めて不服申立てをすることになるが、弁護士法の規制があるため、当該許認可申請に關与した行政書士は不服申立て手続代理を行うことができず、不服申立て手続は依頼者本人が行うか又は弁護士に依頼することになり、依頼者である国民に手続きの煩雑さや経済的な負担増を強いている。 当該許認可申請からの経緯に詳しい行政書士が不服申立て手続代理を行えるようにすることで、依頼者である国民に対して「迅速で確実かつ廉価なワンストップサービス」を提供できることになり、国民の利便性が向上する。 行政書士以外の法律専門職(司法書士、税理士、弁理士、社会保険労務士)はその登用試験科目に行政手続法、行政不服審査法が出题されていないにもかかわらず、審査請求手続代理がすでに認められている。一方、行政書士の登用試験である行政書士試験科目には行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法が出题されており、行政書士には不服申立て手続代理を行うに十分な法律知識や専門的能力がある。さらに、日本行政書士会連合会は、行政書士が「不服申立て手続代理業務」に参入できるよう、平成16年度から各地大学院の科目履修制度等を利用して、行政書士に行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法の司法研修を実施しており、行政書士の法律知識や専門的能力はさらに向上している。		行政書士制度研究会	37 香川県	総務省 法務省

1001040	検察官に対する告訴状・告発状作成業務の行政書士への開放	行政書士が検察官に対する告訴状・告発状作成業務を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。	<p>国民の利便性の向上の観点から、行政書士が検察官に対する告訴状・告発状作成業務を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。</p> <p>行政書士は司法警察員に対する告訴状・告発状作成業務を行っているが、司法警察員に対する告訴状・告発状と内容が同一であっても検察官に対する告訴状・告発状作成業務は司法書士法の規制があるため、行政書士は行うことができず、国民は不便である。</p> <p>行政書士は司法警察員に対する告訴状・告発状作成業務を行っているため、検察官に対する告訴状・告発状作成業務を行う適格性を有している。</p>		行政書士制度研究会	37 香川県	総務省 法務省
1001050	家事審判法の甲類審判事項申立書作成業務の行政書士への開放	行政書士が家事審判法第9条の甲類審判事項申立書作成業務を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。	<p>国民の利便性の向上の観点から、行政書士が家事審判法第9条の甲類審判事項申立書作成業務を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。</p> <p>行政書士は「遺産分割協議書・遺言案」など権利義務に関する書類の作成業務を行っているが、関連して甲類審判事項の申立ての相談を受けることも多い。ところが、甲類審判事項申立書作成は司法書士法の規制があるため、行政書士は行うことができず、依頼者本人が行うか又は司法書士・弁護士に依頼することになり、依頼者である国民に手続きの煩雑さや経済的な負担増を強いている。</p> <p>甲類審判事項は「紛争性」がなく、弁護士法第72条の規制は及ばない。申立書は家庭裁判所に備え付けの定型なもの、記載例を見ながら誰でも容易に記載・作成できるものである。司法書士等の独占業務とする必要はない。</p> <p>最初に相談を受け、各種手続きに関与し、最も実体を把握している行政書士が甲類審判事項申立書作成を行えるようにすることで国民の利便性が向上する。</p> <p>日本行政書士会連合会は、行政書士が「家庭裁判所に関する代理業務」に参入できるよう、平成16年度から各地大学院の科目履修制度等を利用して、行政書士に民法(親族・相続編)、家事審判法の司法研修を実施しており、甲類審判事項に係る行政書士の法律知識や専門的能力は向上しており、行政書士は甲類審判事項申立書作成業務を行う適格性を有している。</p>		行政書士制度研究会	37 香川県	総務省 法務省
1001060	商標出願登録手続の行政書士への開放	行政書士が商標出願登録手続を行えるよう、行政書士法及び弁理士法を改正すべきである。	<p>企業の利便性の向上・地域経済の活性化の観点から、行政書士が商標出願登録手続を行えるよう、行政書士法及び弁理士法を改正すべきである。</p> <p>商標出願登録手続は弁理士法により弁理士の独占業務であるが、弁理士は全国に約6千名しか登録しておらず、しかも都市部に集中・偏在しており、弁理士が少ない「弁理士過疎地域」では、弁理士は既存クライアントの特許出願等で多忙であり、企業は弁理士サービスが受けられず、不便を強いられている。「弁理士過疎地域」では、企業秘密がライバル企業へ漏洩する弁理士の利益相反問題もある。</p> <p>行政書士は全国に約3万9千名登録しており、全国に満遍なく存在している地域密着の法律専門家であり、許認可申請や契約書作成業務の関与先企業から商標に関する相談を受けることもある。平成18年度から「地域団体商標(地域ブランド)制度」が、平成19年度から「小売等役務商標制度」が始まったところでもあり、企業の利便性の向上・地域経済の活性化のため、商標登録の担い手として行政書士を活用すべきである。</p> <p>商標登録願はA4サイズ1枚の定型なもの、年間約5万件の本人出願が行われており、4分の3程度が登録になっている。行政書士は弁理士試験における論文式試験の選択科目免除者であり、商標法の研修を義務付けることで、商標登録出願手続を扱う適格性を担保できる。</p>		行政書士制度研究会	37 香川県	総務省 法務省 経済産業省

1005010	アクティブレンジャー制度と機能別消防団員制度による若年者地域定住化政策	<p>公的資格制度を取得して3年以上の自然ガイド(山岳・インタブリタ・カヌー等を含む)の実務経験のある者は、優先的にアクティブレンジャーとして登録され、5年更新で特別国家公務員となることができる。</p> <p>但し、当該地域への定住を条件とする。これに合わせて、地域の機能別消防団員として登録され、災害時の出動および地域教育活動に参画しなければならない。</p> <p>また、上級の「自然保護官」への受験資格をもつ者であり、一般試験者よりも優遇される。「公的資格制度-MFA, CONE, 山岳ガイド協会、カヌー協会、北海道アウトドア協会等が実施する自然ガイドに関わる制度」</p>	<p>1. 実施内容 自然保護官の3年毎の適性試験の実施(責任と義務の明確化) アクティブレンジャー採用試験における実務経験付加 人件費等捻出のための企業支援活動(営業活動推進) 自然公園の保護と利用に関わる条例の設定(利用料の徴収) 管理部門の統廃合(有給責任役員の削減) 民間団体との提携(NPO等)と公務作業の削減</p> <p>2. 提案理由 公費による自然保護官およびアクティブレンジャーの雇用拡大は、無理である。保護法における「保護」に重点を置き、「利用」の仕方を軽視してきた結果であり、今後は実務経験(民間経験)のある者が、保護官および補佐となるように改善する。利用に関しては欧米の実例を参考に、広告宣伝・ツーリズム営業で人件費を捻出すべき。また、地元根付く保護官補佐が必要で、国民保護法の基本に則り、機能別消防団員として公私ともに機能させることが必要である。</p>	若年者地域定住政策	個人	1 北海道	総務省 環境省
1006010	市税を徴収、収納できる要件の緩和	<p>地方公共団体以外の公的団体に公権力の行使に当たる「監督」、滞納処分に係る財産調査のための「質問及び検査」や「搜索」、「差押え」などを除いた公権力の行使に当たらない徴収及び収納事務を市税務部徴税吏員を監督者とする(財)深谷市施設管理公社に代行させることを可能とする。</p>	<p>深谷市では、財政状況の厳しい下、自主財源の大黒柱である市税(個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)の18年度決算(見込み)の現年未済額は7億円強、過年末済額は26億円強、不納欠損額は3億円弱、合計36億円強が収納できていない。また、このほかに、国民健康保険特別会計には、一般会計から16億円強を繰り出している。現行法では、税の収納事務を民間に委託することはできても、徴収事務を委託することは許されていないため、地方自治体の自主財源の大黒柱である税収の確保に寄与しているとはいえないのが実情である。以上のことから、滞納市税の徴収について、深谷市が出資した公的団体である(財団法人)深谷市施設管理公社に委託できるようにする。公社に滞納市税を発生させないための納付促進事務、滞納市税を徴収する事務を公社に委託して成果を得れば、自主財源の確保、税の公平性、市政の平等性を向上させるだけでなく、当該税収を他の行政サービスに充当することができ、市民福祉の向上、さらには、地域経済の活性化に寄与することができる。</p>		埼玉県深谷市	11 埼玉県	総務省 法務省
1013050	「まちづくり」を目的とした地域基金の原資としての当せん金付証券の発売の要件緩和	<p>「まちづくり」を目的とした地域基金の原資としての当せん金付証券の発売を可能とする為、当せん金付証券法第4条の都道府県や政令指定都市の他、当せん金付証券の発売可能な地域の要件緩和を求める。</p>	<p>地域基金の原資として、鞆の伝統ある「富くじ」を伝統祭事の「お弓神事」をアレンジして復活させ、当選金の支払いは、地域通貨で行う。地域基金使用用途は、台風、地震、津波等の天災後の復興支援 若者、新規定住者用の住宅取得、改修用低利、無利子貸付 地域産業振興用低利貸付 町並み保存 高齢者介護福祉(地域老人への配食サービス、グループホーム、医療介護施設の経営) 子育て支援(共稼ぎ夫婦の為に託児サービス、情報誌作成) 環境保全、改善、自然との共生(不用品のリサイクル、生ゴミの堆肥化、ゴミ5Rの推進) 都会と地方の交流 生活支援等(コミュニティバス、タクシーの運行、買い物代行等)</p> <p>提案理由: 鞆町の伝統的な町並みや港湾施設等が調和した風景は、日本人の心の原風景であり、歴史を将来に渡って体感する、豊かな遺産でもあり、新しい創造へのよすがともなる、有形、無形の現在進行形の歴史的文化的財の「ともしさ」となっている。それと同時に、鞆町は少子高齢化、過疎化、歴史的建造物の老朽化、防災、生活環境整備、産業振興、道路整備、有効土地利用等の多くの問題を抱えている。そこで、江戸時代に行われていた港湾整備等を目的とした「富くじ」を「まちづくり」を目的とした地域基金の原資調達の一つの手段として復活させ、諸問題を解決する資本とする事によって、地域資源をリサイクル、リプレイさせ、その収益を地域に還元させて行く事により地域間格差の是正が可能となる。</p> <p>代替措置: 本提案の目的は、当選金の支払いは地域通貨によって行う事によって、広く多くの人々に一種の寄付行為として参加を促し、地域特性を活かした「まちづくり」を実現する為の地域基金の資本とする事である。地域文化や伝統を活用した観光事業にも資する行事でもある。宝くじとは、目的や意義を異にするものである。</p>	鞆の浦り・サンライズプラン	個人	34 広島県	総務省

1015010	社会教育分野等に関する教育委員会の職務権限の市長への移譲 (社会教育分野等について)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律による規制を緩和し、同法第23条中第12号、第13号、第14号及び第19号に規定する社会教育等の教育委員会の職務権限を市長に移譲できるようにする。	<p>現在、市長部局(文化振興部)の職員で補助執行している文化財、生涯学習、スポーツ、図書館、考古博物館にかかる職務権限を教育委員会から市長に移譲し、市民主体の総合的な行政を推進する。これら社会教育系の分野は地域振興、産業振興等市民生活と密接に関係しており、市民の多様化するニーズを一元的、弾力的に受け止め、総合的な行政を推進することで、地域の人づくり、まちづくりを目指す。また、教育委員会は、困難な問題が山積する学校教育に集中的に取り組み、その速やかな解決を図る。</p> <p>当市では、平成16年4月の機構改革により教育委員会の前出の5部門を市長部局(文化振興部)に移管し、地区市民センター(市長部局)と公民館の一元化をはじめ、総合行政の視点に立って事業に取り組んできた。しかし、地方教育行政関係法令の規制により教育委員会の補助執行による執行体制とならざるを得ず、機構改革の目的であった一元的、弾力的な行政の推進が図りにくいこと、また市民にわかりにくく、事務が煩雑になるなどの問題が生じていることから、その改善を図るために教育委員会の職務権限の市長への移譲について提案を行うものである。</p> <p>【代替措置】 平成16年度より、市長と教育委員会委員が教育行政の推進に関し、意見交換する場として「教育行政懇談会」を設置し、教育の政治的中立性の担保及び学校教育と社会教育は密接不可分であるという社会教育法の趣旨の担保に留意している。</p>	鈴鹿市	24 三重県	総務省 文部科学省
1016010	私人へ公金委託ができる範囲の拡大	介護保険法または障害者自立支援法に基づく福祉サービスを受けた市民がサービスの対価として支払う負担金(分担金)を私人が徴収・収納することができるよう、現行の範囲の拡大を求める。	<p>現在、公の施設である高齢者または障害者福祉施設を市が直営し、市職員が福祉サービスを受けた市民から負担金(分担金)を徴収または収納している。</p> <p>今後、これらの福祉施設に指定管理者制度の導入を実施していく予定であるが、現行の地方自治法、介護保険法(保険料の徴収・収納については規定があるため可能(同法第144条の2。))および障害者自立支援法において、市民が支払う負担金(分担金)を私人である民間法人が徴収または収納することができる規定はない。</p> <p>そのため、現行規定のまま指定管理者制度に移行したとしても、負担金(分担金)を市職員が徴収または収納しなければならぬため、公の施設の運営において職員関与を排除し、より一層の効率化を図ることができないものである。</p> <p>したがって、介護保険法および障害者自立支援法において、児童福祉法第56条の保育料(負担金(分担金))徴収のように、私人に負担金(分担金)を徴収または収納することができる規定を設け、私人の公金委託の拡大を求めるものである。</p>	大阪府大東市	27 大阪府	総務省 法務省 厚生労働省
1020010	地方税の徴収事務民間委託特区	地方公共団体の歳入の徴収又は収納の委託については、地方自治法施行令第158条第1項により、その徴収又は収納の委託の範囲が定められている。地方税については、この規定から除外され、地方自治法施行令第158条の二により収納の委託のみ可能となる規定となっている。このことから、地方税も他の歳入と同じく徴収委託が可能となるよう、地方税法第1条第1項第3号に委託を受けた者を加え、地方税法第20条の四に私人への徴収事務の委託を可能とする条項の追加、並びに地方自治法施行令第158条の二に徴収を追加	<p>本市では、平成19年1月25日財政再建スタート宣言を行い、官民一体となり、財政再建を達成すべく各種施策を展開しているところである。財政再建を進める中で、大きなウエートを占めるのが、人件費の削減である。このことから、業務の民間委託には大きな効果が見込めることから、積極的に各種業務委託を進めているところである。</p> <p>本提案は、その中のひとつであり、市税の徴収業務を民間委託することにより、人件費の削減を図り、併せて、県下でも下位に位置する収納率の向上を図るため、市職員は、財産調査と滞納処分のみに従事することにより、効果的な行政運営を行おうとするものである。</p> <p>また、本市の基幹産業は観光産業であるが、近年の景気回復の影響が必ずしも結びついていない状況ではなく、人口の減少も歯止めがかからないのが実情である。</p> <p>このことから、業務委託を積極的に進めることにより、新たな企業の育成並びに雇用増を図り、市内経済の活性化を図るものである。</p>	熱海市	22 静岡県	総務省 法務省

1022010	地域の治安強化	行政と自衛官・警察官・海上保安官等が連携した「組織」を作り地域の治安の強化を図る。そのため各自自治体に設置されている「危機管理室」に高度な訓練をした自衛官(OBも含む)・海上保安官(OBも含む、警察官(OBも含む)を配置し、行政と連携した総合的な地域の治安対策・政策を実施する。	現在、不法入国者や不法滞在者が増加している。それらの中には徴兵制による軍事訓練を受けた者もあり、犯罪の内容が極めて高度化している。「地下鉄サリン事件」、「毒物等によるテロ行為」といった多人数を対象としたものだけでなく、「長崎市長の暗殺事件」に代表される「行政官に対する恐喝」が発生しており、国内の治安が悪化しているのが現状である。 優秀な人材へのテロ行為又犯罪の増加は地域経済において、建築物への被害といった物的なものだけではなく、犯罪の恐怖により地域住民の日常生活が阻害されるといった人的被害も大きいものとなる。テロ・治安は横断行政による総合的な対応が必要である。 行政と自衛官・警察官・海上保安官等が連携した「組織」を作り地域の治安の強化を図る。各自自治体に設置されている「危機管理室」へ自衛官(OBも含む)・海上保安官(OBも含む)・警察官(OBも含む)の派遣し、行政と連携した総合的な地域の治安対策実施する。それにより、地域からテロ・犯罪を撲滅する。		個人	27 大阪府	警察庁 総務省 国土交通省 防衛省
1030010	不動産、商業・法人等登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書の交付事務の拡大	現在、法務省において登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書を交付する発行請求機の設置基準の策定がなされているが、仮に当該請求機の設置の基準に満たさない地域であっても、地方公共団体が費用の一部を負担することで発行請求機を設置できるようにする。また、発行請求機による交付については、地方公共団体の職員が出来るようにする。	現在、法務局で交付している登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書を指定された市町村の役場等の場所でも交付できるようにする。なお、提案理由は法務局の統廃合による地域住民や企業等の不便を解消するためである。	登記事項等証明書発行特区	浦河町、様似町、えりも町、日高町、平取町	1 北海道	総務省 法務省
1030020	不動産、商業・法人等登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書の交付事務の拡大	公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律によって、法務局の交付事務については官民競争入札の対象とされたことから、発行請求機は国又は民間が設置することになると考えられるが、登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書を交付する発行請求機の設置を希望する地域においては地方公共団体が費用の一部を負担することで発行請求機を設置できるようにする。それでも設置が難しい場合は地方公共団体が交付事務の全部又は一部を受託できるようにする。	現在、法務局で交付している登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書を指定された市町村の役場等の場所でも交付できるようにする。なお、提案理由は法務局の統廃合による地域住民や企業等の不便を解消するためである。	登記事項等証明書発行特区	浦河町、様似町、えりも町、日高町、平取町	1 北海道	総務省 法務省 内閣府
1033010	市長選・市議選におけるマニフェストの頒布を拡大する特区	(1) マニフェストの頒布を市長選候補者のみならず、市議選候補者まで拡大すること。 (2) より広範囲に頒布できるよう、マニフェストの枚数制限の上限(現行16,000枚)をなくすこと。 (3) より充実した内容のマニフェスト作成に資するため、作成できるマニフェストの種類及び大きさを拡大すること。 (4) 有権者にとって有効な判断材料となるため、ホームページ上でのマニフェストの掲載を可能にすること。	(1) 平成19年2月の法改正により、市町村長選候補者についてはマニフェストの配布が認められるようになったが、これを地方議員についても認めるよう提案するもの。長のみならず議員にもマニフェスト配布を認めることにより、各候補者の政策・方針等の理解が深まり、より活発な選挙活動に資するため提案するもの。 (2) 公職選挙法第142条で規定されている枚数は、有権者数に対してあまりに少数であり、有権者全体へマニフェストを浸透させるには不十分であることから、枚数の上限の見直しを提案するもの。 (3) 現行で認められているマニフェストは、A4の大きさで2種類までと限定されているが、これも候補者の政策を十分に表現するにはあまりに小さい。より充実したマニフェスト作成に資するため、これらの制限の見直しを提案するもの。 (4) 現行の公職選挙法の規定は、インターネットを利用した選挙活動についてはまったく触れられておらず、時代遅れも甚だしい。特に現代の無党派層と呼ばれる大多数の有権者はインターネットを有効に活用して情報を収集していることから、選挙への関心を高め、投票率の向上を図るためにもこれを活用しない手はない。情報技術の普及・進歩に即した制度設計を提案するもの。		多治見市	21 岐阜県	総務省

1033020	教育委員会の社会教育に関する権限を市長へ移譲する特区	現行制度上、教育委員会が持つ社会教育に関する権限を、自治体の判断により市長に移譲することを可能とする。	第9次提案、第10次提案時に、平成18年度中に措置できるよう検討する(F回答)とされた事項である。文化・スポーツと社会教育とは密接な関連のある事務であり、社会教育についても市長に権限移譲可能とされるよう要望する。現在の具体的検討状況及び今後のスケジュールについて回答いただきたい。		多治見市	21 岐阜県	総務省 文部科学省
1033030	目的外使用許可を指定管理者に代行させる特区	施設の効率的な管理運営のため適当であると認められる場合について、指定管理者が目的外使用許可を代行できる範囲及び基準を市の条例において規定し、指定管理者が公の施設の目的外使用許可の一部を代行できることとする。これによって管理運営を一元化することができ、迅速な意思決定による住民サービスの向上と、行政コストの削減が図られる。	本提案の趣旨は、全ての目的外使用許可を代行させるのではなく、短期で一時的なものを、その範囲と基準を明確に条例に規定した上で代行させることを予定している。 第10次提案時の貴省の回答では、「公の施設については、その利用の態様以前に本来の設置目的があるはずであり、各団体が地域の特性等に応じて条例で施設の目的等を広く定め、本来の目的の範囲内で使用できることとする取扱いが可能」とのことであるが、公の施設には、その目的に「児童の福祉」、「勤労青少年の福祉」等と定めているものがある。これらについて貴省の回答のとおり施設の目的等を幅広く解し、条例を改正するに当たっては、「その他住民の福祉全般」と捉えることとなる。施設の設置目的を特段の目的に限定せず、住民の福祉全般とすると、目的の範囲内では平等取扱いの原則がはたらくため、本来の利用者の利用を妨げる結果となる。また、目的外利用者に高めの料金を課すなどの料金設定等についても、異なる取扱いが出来なくなる。 さらに、補助金適正化法については貴省の所管外とのことであるが、補助金適正化法との関係からは、施設の設置目的や用途が拡大され変更される場合は、補助金返還等が発生する場合も想定されている。これは「施設の設置目的を広く解し本来の目的の範囲内で使用できることとする取扱い」は目的外に当たることを意味している。		多治見市	21 岐阜県	総務省
1033040	自治体首長及び議員の立候補制限の解除	地方自治体の首長及び議員に関し、現在の職の任期後に任期が開始する公職については、在職中であっても、立候補できることとする。	公職選挙法第89条及び第90条の規定により、自治体首長及び議員は、公職への立候補が制限されており、立候補した場合、失職することになっている。このため、統一地方選挙などにおいて、議会議員から首長、首長から議会議員、市町村から県、県から市町村への立候補が容易ではなく、また現職に任期満了まで在職することが出来ないこととなっている。特に首長にあっては、その被選挙権において、住所が要件とされていないことから、本来流動性が高いものであり、トップマネジメントの強化にもかんがみ、他の公職への立候補が容易であることが望ましい。また、現職が任期満了まで在職することになり、現職についての責任が果たされるとともに、不在による事務執行上の不安定性が回避される。「別紙 提案理由書あり」		多治見市	21 岐阜県	総務省
1033050	地方公務員が失職することなく、当該職員の所属する団体の区域外における地方議会議員に立候補できる。	地方公務員の所属する団体の区域外における地方議会議員への立候補を失職することなく、可能とする。正式に公職の拜命を受けたときから、当該公務員たることを辞したものとみなす。	市民の要望、或いは地方行政を良く理解している地方公共団体の職員が、その地方公共団体の属する地域外の地域の地方議会議員、市長に立候補するのは当該地域の市民にとって非常に有益だと思われる。それにもかかわらず、現公職選挙法第89条第1項では、公務員としての職を辞さねばならず、また、第90条第1項では、公職の候補者になったときは、当該公務員たることを辞したものとみなすとある。これらの規定により地方公共団体の職員は、失職を恐れ立候補が出来ない。これは市民にとってとても残念なことである。「別紙 提案理由書あり」		多治見市	21 岐阜県	総務省

1033060	特別多数決による議決事件を条例により追加する。	特別多数決をもって議会の表決とする議決事件を条例により追加し、定めることができることとする。	自治体の自己決定・自己責任が求められており、議会が団体意思の決定を行うにあたり、何をもって議会の表決とするかについては、団体自治の観点からも、各団体において定めることが望ましい。このため、特に慎重な決定が必要な事項について、特別多数決をもって議会の表決とする議決事件を条例により追加して定めることができるよう求めるもの。		多治見市	21 岐阜県	総務省
1033070	条例の制定改廃に伴う予算議案の議員提出	委員会、議員による条例の提案に際し、これに伴う予算議案の提出を可能とするもの。	地方自治法の改正により、常任委員会への議員の所属制限が廃止され、今後委員会審査の活性化が見込まれるところ。また、必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができるようになったところ。委員会における審査や所管事務調査の成果を踏まえた委員会による議案提出権も認められたところであり、議会による条例提案は、活性化するものと見込まれる。これらの制度をより有効なものとするため、議会による条例提案に伴い予算議案をセットとして提出できるようにすることが妥当ではないか。		多治見市	21 岐阜県	総務省
1033080	議会の所掌に関する事務の議会における執行	議会の所掌に関する事務について、議会が自ら執行することを可能とすることにより、責任の所在の明確化、議会の自主性・自立性を担保しようとするもの。	予算執行権限は執行機関の長に専属している制度となっているが、例えば、専門的知見の活用、会議録の調製、議会に関する広報、費用弁償等の議会運営に関する事務は、議会の責任において執行することが至当である。議会運営の自主性、自立性を制度的に保証するために相応の改正を求めるもの。		多治見市	21 岐阜県	総務省

1037010	風力発電施設に併設される蓄電池に係る危険物保安監督者の選任要件緩和	NAS電池は、消防法により危険物保安監督者(甲種危険物取扱者又は乙種第2類・第3類危険物取扱者)の選任が必要とされているが、緊急時の対応体制を整備した場合等には、兼任を認める。	<p>風力発電施設は人里離れた地域に分散立地されることが通例で、本県では特区の規制緩和を活用し、さらに国有林野への立地計画が進められており、蓄電池施設毎に左記の資格を有する人材の確保が難しい。</p> <p>NAS電池は、ナトリウムと硫黄を区画し金属製の容器に密閉しており安全性が保たれている。</p> <p>以上により、緊急時の対応体制が整備されている場合等規制緩和が認められれば、蓄電池併設型風力発電施設の立地が進む。</p> <p>代替措置: 有資格者が集中監視可能な遠隔制御システムを確立し、緊急時に素早く対応できるような体制を整える 補助員(資格保持者が比較的多い乙種第4類危険物取扱者(ガソリン等)を想定)にNAS電池の取扱について一定期間の講習や実務経験を義務づけ、各蓄電池施設に配置し の指示の下で管理を行う</p>	環境・エネルギー産業創造特区	青森県	2 青森県	総務省
1038030	障害者を多数雇用する企業との優先契約	障害者が健常者と一緒になって働ける環境を普及させるためには、ハードのバリアフリー、グローバルデザインだけでなく、ソフトの面で障害者を受け入れている企業を顕彰し普及させることが重要である。地方自治体や国などが企業から調達しようとする場合に、公平原則だけでなく、こうした障害者に雇用機会を与えている企業を優先して調達することを可能にする。	随意契約に当たっては、他の条件が等しければ、障害者を多数雇用している企業を優先する。障害者が健常者と共生できる社会実現を更に一層促進するために、率先して障害者を雇用している企業を顕彰し、他の範とする。本提案は、国の障害者雇用促進策の趣旨に添うものでもある。		社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	13 東京都	総務省 経済産業省
1038040	コミュニティFM放送局の出力緩和	一般のFM放送局に比べ、コミュニティFM放送局は、極力小電波出力しか認可されない。大地震(例 中越地震)の際、被災者が一番助かったのはラジオ放送、とりわけ地域社会に密着し細かな情報を提供しているコミュニティFMである。現在、電波法ではコミュニティFMの出力は20W以下とされており、町村合併による広域化が進んだ現在では、同一市内を網羅できないケースもあり、また、地形によっては電波の届きにくいところがあり、格差が生じている。	コミュニティFMの出力を(現行20W)を50W程度まで認める。災害に強いコミュニティを目指すのは国是であり、コミュニティFM強化が望まれる。コミュニティFMの特長は、地域密着による個別具体的な情報提供というソフト面にあり、出力アップというハード面の増強は、コミュニティ放送の制度目的から必ずしも逸脱するとは考えられない。		社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	13 東京都	総務省
1043010	首長の在任特例の設置	首長が市町村合併後、10年以内に1度だけ在任特例を受けられるような特例措置の設置。特例措置を受けることにより、統一地方選挙で、首長選挙、議会議員選挙が同時に執行できるようになる。	新たに設置された合併市町村にあって、首長が市町村合併後、10年を超えない範囲で在任特例を適用する。市町村合併の際に当該市町村の議会議員が適用した期間と、同期間とすることにより、統一地方選挙での首長選挙、議会議員選挙の同時執行が可能となる。現在さぬき市においては、平成14年4月の市町村合併時に、議会議員の在任特例を1年2ヶ月執行したことにより、首長選挙と議会議員選挙に1年のずれが生じている。平成19年4月の地方統一選挙で2回目の議会議員選挙を執行したところである。合併後、2回目の首長選挙は、無投票となったが、議会議員補欠選挙が、発生し、執行することとなった。現在、極めて厳しい財政状況を鑑みて、経費の削減を図りたい。		さぬき市	37 香川県	総務省

1046010	北海道における電波法の緩和と拡大	北海道内で使用する電波は、全国一律の電波法の定めによらず、規制の緩和と拡大した運用を可能とする。	<p>電波法で定められた周波数や送信出力の拡大、新電波形式の実験、電波を使った新しいシステムの開発を目指す。具体的には、北海道内の放送局の出力の増力、すべての無線局、電波を使用する機器の送信出力の増力を認める。開発のための実験局の免許を簡便な手続きで与える。北海道内で使用する無線機器は、電波法で定める無線従事者資格が無くとも有資格者の指揮監督の下で操作と通信が出来るようにする。これらにより北海道内の情報通信の充実をはかり、北海道の産業の振興、経済の活性化、教育文化の向上に寄与する。</p> <p>提案理由 北海道は、広大な面積と厳しい自然条件から、産業、経済、教育文化は大きく遅れ、年を追う毎に格差が生じている。首都圏などとは大きく条件が異なるにもかかわらず、全国一律の電波法で電波が使われている。通信距離や放送のサービスエリアが、大きく広い北海道においては、大幅な送信電力の増力が必要不可欠である。情報通信の充実によって北海道の大きな発展、住民の生活の改善が期待出来る。また、広大な面積で、人口密度が低い特徴を生かし、各種の新電波形式や新しい電波を利用した機器の実験の場として適している。北海道を電波使用機器の開発の拠点とすることによって、北海道は無論、日本にとって大きな利益が見込まれる。</p>	個人	1 北海道	総務省
1051010	特別職公務員(嘱託)の徴税吏員任命	地方税法第1条第3項の徴税吏員には一般職公務員のみ任命できるとされるところ、特別職たる嘱託職員も任命できるものとすべきである。	<p>地方税では特に滞納整理業務に要する人件費が大きな負担となっている。また、近年は時効欠損を漫然と放置したとして首長が敗訴する裁判事例も登場しており、滞納対策が法的にも道義的にも喫緊の課題である。</p> <p>他方、時効中断のためには主として督促か差押を行う必要があるが、督促は一度だけとされ、その後は主として差押によらざるを得ない。ところが、地方税法上は督促も差押も徴税吏員にのみ授權されている。</p> <p>嘱託は一般職よりも低廉なうえ、自治体が直接雇用し指揮監督を行えるため、多くの自治体で様々な業務に活用されている。しかし、徴税吏員に関しては、強力な公権力の行使を行うため、地公法上の服務規律を負う一般職のみが任命できるとされ、嘱託を任命することは否定されている。このため、現状では嘱託による督促や差押は困難である。</p> <p>しかし、滞納処分といえども行政上の義務履行確保手段の一つであり、その制度設計は立法政策上の問題に過ぎない以上、特別職たる嘱託を徴税吏員に任命することは可能なはずである(その証左に、非公務員型独立行政法人や認可法人、さらには株式会社に対し滞納処分権限を授權する立法例が20事例以上も存在する)。</p> <p>仮に地公法上の服務規律が必要であるとしても、特別職国家公務員たる執行官が裁判所職員臨時措置法により国公法上の服務規律が準用されたうえで民事執行に従事しているのと同様に、嘱託にも法令の特例として地公法上の服務規律規定を準用すれば良いだけである(そもそも、前述立法例では独法等職員には地公法上の服務規律は適用されていない)。</p> <p>なお、嘱託・民間活用により、毎年徴収コストが少なくとも2,600億円削減され、徴収額が1兆1,600億円増加する。</p>	個人	13 東京都	総務省
1051020	地方税滞納処分業務のうち、督促、第三者への質問検査・差押の各権限の民間事業者への授權	<p>税目により異なるが、市町村税を例とすれば、地方税法第298条(質問検査権)、第329条(督促)、第331条(差押、交付要求、参加差押)、第333条・国税徴収法141条(滞納処分に関する質問検査権)について、民間にも授權できる旨の規定を置く。</p> <p>督促状において、民間による調査を拒絶し、搜索権限まで有する徴税吏員による滞納処分を選択することができる旨を記載し、滞納者の申し出により選択させる。滞納者の申し出がなければ民間による調査に同意したものと扱う。</p> <p>民間の調査・差押を実施する範囲について、国税徴収法第141条二～四までとし、滞納者本人への調査及びこれに伴う差押は授權しない(なお、必要であれば国税徴収法施行令第13条第一項の特殊関係者への調査・差押も除く)。これにより、滞納者本人への直接接触を回避し、トラブルを防止する。また、調査の相手方を官公庁や金融機関等、勤務先など、一定の法的知識などを有する第三者にすることで、職権濫用や違法行為、その他各種トラブルの抑制も十分期待できることとなる。</p>	<p>地方税徴収業務では徴税費用が増嵩し、また近年は時効欠損を漫然と放置したとして首長が敗訴する裁判事例も登場しており、滞納対策が法的にも道義的にも喫緊の課題である。</p> <p>時効中断には主として督促か差押を行う必要があるが、督促は一度だけとされ、その後は主として差押によらざるを得ない。このため、滞納者の所在確認や財産調査など徴収業務のノウハウを有し、機動的かつ柔軟な対応が可能な民間事業者に差押権限までを授權すべきである。</p> <p>ところが、地方税法上は督促も差押も徴税吏員にのみ授權され、民間への授權は困難である。</p> <p>しかし、滞納処分といえども行政上の義務履行確保手段の一つであり、その制度設計は立法政策上の問題に過ぎない(その証左に、非公務員型独立行政法人や認可法人、さらには株式会社に対し滞納処分権限を授權する立法例が20事例以上も存在する)。また、差押の本質は滞納者の財産の保全に他ならず、その剥奪ではないことを考えれば、滞納処分権限の全てではなくとも、督促・質問検査・差押の民間授權は可能なはずである。</p> <p>罰則付調査権を根拠に民間授權を否定する見解もあるが、質問検査権自体は任意調査権であるし、罰則は最判昭45.12.18によれば公務執行妨害罪の補充的規定とされるが、本体たる公務執行妨害罪は民間事業者でもみなし公務員規定で成立しうるところ、補充的規定は民間不可というのは、判例との整合性に疑問がある。</p> <p>なお、本人(黙示)同意のもと、官公庁・金融機関などに対してのみ調査及び差押を行うなど、授權にあたっては当然ながらスキームの工夫を行うものである。これにより、毎年徴収コストが少なくとも2,600億円削減され、徴収額が1兆1,600億円増加する。</p>	個人	13 東京都	総務省 法務省

1051030	固定資産評価業務の民間開放	<p>地方税法第404条(固定資産評価員)から「固定資産が少い場合」を削除し、市町村の自主的 判断で評価員を置かないことができるようにす る。</p> <p>評価員405条(固定資産評価補助員)に、「市 町村長は、適切と認める法人その他の団体に 対し、固定資産評価員の職務の全部または一 部を委託して行わせることができる。この場合 において、受託者又は委託事務従事者(受託者 の役員又は職員その他の委託事務に従事する 者をいう。)は、固定資産評価補助員とみなす」 旨の規定を追加する。</p> <p>なお、により、同法第353条(徴税吏員、固 定資産評価員、固定資産評価補助員の質問検 査権)の権限も受託者に授けられることとなるも のとするが、必要であれば質問検査権を受託 者に授けさせることの確認規定が必要であれば これを置き、明確化する。</p>	<p>固定資産税に関する評価業務は地方税業務の中でも大きな割合を占める、全国で約28,000 名が従事、その人件費は約2,000億円に上る。ところが、この固定資産評価業務はほとんどが いわゆる正規職員により実施されており、航空写真の撮影など周辺業務のみ民間に委ねられ ているというのが実情である。</p> <p>固定資産評価業務に関しては、これまで、固定資産評価員・評価補助員には質問検査権が 付与されており民間に委ねられないこと、評価と課税とは一体不可分であることなどを理由に 包括的民間開放が認められていない。</p> <p>しかし、質問検査権を民間に授けしている例は多数あるうえ、評価業務自体、詳細かつ定型 的な固定資産評価基準に基づき実施されるものであり、委託が困難とはいえない。また、評価 への不服申立の途も制度として確立されている。</p> <p>また、土地区画整理法・都市再開発法では換地計画・権利変換計画策定業務が株式会社に 包括的に授けられ、その計画を知事が認可することとされている。ところが、この計画には固 定資産評価も含まれている。このように、他の立法例では固定資産の評価と決定(認可)が分 離され、しかも前者が包括的に民間に授けられているにもかかわらず、地方税法における固 定資産評価業務については包括民間開放が認められないというのは、その根拠に強い疑問 を持たざるを得ない。</p> <p>包括的民間開放を認めることで全国で毎年数百億の人件費が節減可能であるにもかかわらず、 また他法との矛盾があるにもかかわらず、仮になお包括民間開放を認めないというのであ れば、もはや行財政改革・規制改革・民間開放の推進という政府の方針に面従腹背の姿勢で あるとしか考えられないところである。</p>		個人	13 東京都	総務省
1051040	自治事務に関する自治体条例 制定権の強化	<p>地方自治法第14条第1項を次のように改正すべ きである。</p> <p>「普通地方公共団体は、法令に違反しない限り において第2条第9項の事務に関し、条例を制 定することができる。」</p>	<p>自治体の自治事務は、法定受託事務と異なり、自治体の裁量を広く認めるべきである。しか し、現実には地方自治法第14条第1項により、条例制定権が政省令に劣後することとされ、地 方議会の議決という民主的手続きを経て制定された条例が、法の委任を受けただけの政省令 に制約されることとなっている。</p> <p>分権改革前においても自治事務に相当する業務のほとんどは条例を制定することが可能で あったが、それは政省令に反しない限りであった。分権改革後の現在においてもその基本的 な構造は変わっておらず、いわば自治事務に関しては分権改革から取り残されたままである。 自治立法権を強化充実するためにも、地方自治法第14条第1項は法定受託事務についての み適用されることとすべきである。</p>		個人	13 東京都	総務省
1051050	自治体が条例により定めること ができる罰則の上限引き上げ	<p>地方自治法第14条第3項を次のように改正すべ きである。</p> <p>「普通地方公共団体は、法令に特別の定めが あるものを除くほか、その条例中に、条例に違 反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁 錮、一億円以下の罰金、拘留、科料若しくは没 収の刑又は百万円以下の過料を科する旨の規 定を設けることができる。」</p>	<p>個人情報の不正漏洩問題に象徴されるように、現代社会では不正行為も多様化、悪質化し ており、自治体が自治立法により積極的に保護すべき法益も多様化・高度化している。また、 公共を担う主体が公務員から民間に拡大する中、公務を担う民間への実効性ある統制や監 督、そして公務自体の保護も重要となっている。</p> <p>これに対し、自治法第14条第3項による罰則の範囲は旧態依然としており、犯罪抑止力を欠 き、かかる状況に対応できない。</p> <p>国法レベルでは、行政犯に対し自治法第14条第3項よりも重い罰則を定めている例が多数あ るところ、自治体が条例により課することができる罰則の上限もこれと同程度まで引き上げるべ きである。</p> <p>なお、以下の立法例は自治体が地域の実情に応じて定めてもおかしくないところ、これと同 程度の罰則を自治体に授けさせることは十分検討し得るはずである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一億円以下の罰金を定める例) ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第36条 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第30条 ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第5条 ・食品衛生法第78条 (百万円以下の過料を定める例) ・中部国際空港の設置及び管理に関する法律第27条 ・高速道路株式会社法第22条 ・成田国際空港株式会社法第22条 ・東京地下鉄株式会社法第16条 ・東京湾横断道路の建設に関する特別措置法第16条・第17条 		個人	13 東京都	総務省

1051060	行政代執行法第1条の改正により、行政代執行を除く行政上の義務履行確保手段を条例により創設できるようにする	行政代執行法第1条を、次のように改める。 「行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律又は条例で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。」	地方公共団体は多様な行政事務を抱えており、たとえば委託事業者に対して適切な業務運営を行うよう義務付けたい場面も想定される。また、そもそもこれ以外にも様々な行政課題があるところ、これらに適切確実に対応していくためには、行政上の義務履行手段を持つことが重要である。 ところが、行政代執行法第1条の定めにより、課徴金や直接強制といった行政上の義務履行確保手段については条例により創設することができないと解される(通説)。これは地方分権という観点からは適切ではない。 自治体が違法不当行為に対し柔軟かつ実効的に対応できるようにするためにも、行政上の義務履行確保手段を広く自治体に付与していく必要がある。 このため、行政代執行法第1条を改正し、地方公共団体が条例により義務履行手段を創設できるようにすべきである。		個人	13 東京都	総務省
1051070	特別職の見直し	地方公務員法第3条につき、特別職を再整理し、一般職と特別職のいわば中間ともいべき新たな枠組みを創設し、地公法上の服務規律等を課したうえ、嘱託職員などを当該枠組みに位置付け、これを一般職と同様に広く活用できるようにすべきである。	自治体の実務では特別職地方公務員たる嘱託職員が極めて多く用いられている。 ところが、いわゆる吏員規制業務については、民間への委託が困難であるだけでなく特別職の地方公務員を充てることも困難と解されており、嘱託職員を吏員規制業務に充てることが困難である。このように、特別職のあり方および吏員規制業務の存在が自治体における人的資源活用を硬直化させる一因ともなっている。 そもそも、特別職という枠組みは一般職以外という意味しか持たず、これに対し権限や資格が積極的に付与されているわけではない。現行の特別職という概念は非生産的な枠組みであり、そのあり方を見直し、嘱託職員等に一定の規整や権限・資格を与え、一般職と同様に広く活用できるようにすべきである。		個人	13 東京都	総務省
1051080	地方公務員の営利企業への派遣を柔軟化するための特別法	公務員の民間事業者への派遣出向等に関しては、国家公務員に関しいわゆる「官民交流法」が整備されているのに対し、地方公務員については、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」が公益法人への在籍出向や出資法人への退職出向を定めるだけであり、民間事業者への出向に関し法的疑義もあるところである。 このため、「地方公務員版官民交流法(仮称)」を整備し、営利法人等への派遣に関する法的疑義を払拭し、地方公務員の民間事業者への一時的移籍を柔軟化させるべきである。	【制度の概要案】 (1) 対象法人: 公共サービス改革法上の公共サービス実施民間事業者等、一定の要件に該当するもの(各種欠格事由も検討の余地あり) (2) 退職の扱い: 分限免職の一つとして位置付けるべき。 (3) 派遣終了後の採用: 職員が退職したのち、株式会社等において一定期間在職した場合又は派遣先の株式会社等との契約が途中で解除された場合は、欠格条項に該当する場合等を除き、任命権者はその者を職員として採用するものとする。 (4) 契約解除時の対応: 派遣先の株式会社等との契約が途中で解除された場合において、引き続き別の株式会社等と新たな契約を締結した場合、任命権者は、前項にかかわらず、当該職員を新たに契約を締結した株式会社等に派遣させることができる。 (5) 退職派遣期間: 契約期間を上限とし、派遣先との協議により定める。契約解除時には終了するものとする。 【派遣された職員の処遇等の案】 (1) 給与差額の補填:(認めるか否か検討の必要あり) (2) 災害補償・医療保険: 派遣先の制度を適用 (3) 共済長期給付・退職手当: 派遣期間を通算 (4) 復帰後の処遇: 部内の職員との均衡を失することのないよう、必要な措置又は適切な配慮を行う。		個人	13 東京都	総務省

1051090	自治体版PEO(共同雇用職員制度)の導入	<p>第一任用主(自治体)が指揮命令権及び人事権を行使し、第二雇用主(民間企業)が雇用管理及び福利厚生を実施する仕組みを導入する。</p> <p>これにより、指揮監督システムを確保したうえ、人事管理を民間に委ね、自治体が徐々に組織のスリム化を図れるようにすべきである。</p> <p>なお、労働者派遣と類似する部分があるが、本制度では期間制限を設けないものとするべきである。</p>	<p>自治体においては、業務の適切な管理運営のため、外部人材資源を活用する場合でも指揮命令権を直接行使したいというニーズが強く存在する。他方、給与計算や福利厚生事務などはまさに外部委託を実施すべき業務に他ならない。こうした点を考えると、自治体においてはPEOへの潜在的ニーズが高いものと思われる。</p> <p>現行の地方公務員制度・労働法制度はかかる共同雇用制度を想定していないと思われるが、新しい公共を創出するためのツールとして、地方公共団体に関する法特例措置として検討すべきである。</p>		個人	13 東京都	総務省 厚生労働省
1051100	民間事業者への委任又は補助執行規定の創設	<p>地方自治法第153条第1項において、長が条例の定めるところにより指定する者に業務を委ねることができるようにし、併せて指定を受けた者に対しみなし公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定める</p>	<p>自治体の業務を民間に包括的に委託しようとする場合、当該業務の権限が法令により定められたものであるときは法令による権限配分を変更することになるため、法令の根拠が必要となる。このため、自治体が民間事業者に対して柔軟に権限を授権することは困難である。</p> <p>地方自治法は第153条第1項において長が吏員に権限を委任できる旨定めているが、さらに民間事業者に対しても柔軟に権限を委任できるようにするため、条例の定めるところにより、自治体が指定する者に業務を委ねることができるようし、併せて指定を受けた者に対しみなし公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定めるべきである。</p> <p>新しい公共を創出するためには、その担い手についても一定の規整を行ったうえ、彼らがどのような業務に従事できるのか、その根拠と範囲を明確に定める必要がある。</p>		個人	13 東京都	総務省
1051110	民間事業者への委任又は補助執行規定の創設	<p>地方自治法第180条の2と同様に、民間事業者による補助執行規定を定め、併せて当該民間事業者に対しみなし公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定めるべきである。</p> <p>なお、第180条の2は「他の執行機関との関係」について定める第5款に置かれているため、執行機関ではない民間事業者についてここで規定することは形式上適切でないことも想定される。このため、同条と類似した規定を特例措置として定めることを要望する。</p>	<p>自治体の業務には、業務権限それ自体の移動を伴わず、民間事業者が業務を内部的に補助し、対外的には長の名で執行するいわゆる補助執行とすることが適切な場合も多い。</p> <p>ところが、法令には民間事業者に委託ないし補助執行させることができるとは書いていないことが通例であり、民間事業者への委託の可否を巡りしばしば混乱が生じているところである。</p> <p>これに対し、長の権限に属する事務の一部を民間事業者にも補助執行させることができる(あるいは委託できる)ことを明確化するため、自治法第180条の2と同様に民間事業者への補助執行規定を定め、併せて当該民間事業者に対しみなし公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定めるべきである。</p> <p>なお、従来の民間委託では法改正なしでも実施されていたのであり、法改正の必要性がないという反論も想定されるが、自治体の業務につき、原則として民間委託が可能であることを明確化し、さらにみなし公務員規定等の措置を講じることを主眼とするものである。</p> <p>新しい公共を創出するためには、その担い手についても一定の規整を行ったうえ、彼らがどのような業務に従事できるのか、その根拠と範囲を明確に定める必要がある。</p>		個人	13 東京都	総務省

1051120	みなし公務員規定の適用に関する一般的根拠規定の創設	<p>構造改革特区法における法特例措置として、みなし公務員規定特区を創設する。 自治体は、みなし公務員規定の適用を希望する業務につき構造改革特区申請し、認定された場合、当該業務についてみなし公務員規定を適用するものとする。</p> <p>案</p> <p>1. 措置の概要</p> <p>(1) 構造改革特区法において以下のような法特例措置を追加する。</p> <p>(2) 自治体の長は、対象とする業務の範囲及びみなし公務員規定を適用すべき期間を明らかにしたうえで構造改革特区認定を行う。</p> <p>(3) 認定を受けることにより、当該業務はみなし公務員規定の対象業務となる。</p> <p>(4) 当該業務に従事する者は、これにより当然にみなし公務員規定が適用される。</p> <p>2. 運用など</p> <p>(1) みなし公務員規定の適用期間は必要に応じ更新することができるものとする。</p> <p>(2) 公共サービス改革法の第2条第4項第1号に関するみなし公務員規定と同様に、自治体が対象範囲や期間を一定程度柔軟に定めることを可能とする。</p>	<p>公共サービスの中には、特にその適切確実な実施を確保することが求められるものがあり、このような業務には必要に応じ各種監督措置やみなし公務員規定が置かれていることも少なくない。</p> <p>特にみなし公務員規定は、贈収賄や職権濫用の防止という点で大きな意義が見出せる規定である。自治体の業務には、贈収賄や職権濫用等を防止すべき必要性がある業務も少なくない以上、自治体がみなし公務員規定を柔軟に活用できれば非常に有益である。</p> <p>ところが、みなし公務員規定は、個別法において定められる場合のほか、公共サービス改革法においても定められているものの、自治体がこれらを柔軟に活用できるかという点では極めて不十分である。</p> <p>このため、自治体が必要に応じみなし公務員規定を柔軟に適用できるよう、みなし公務員規定特区を創設し、みなし公務員を特定の業務に適用したい自治体はその業務の範囲を明らかにした上特区申請し、認定された後は当該業務に従事する民間事業者にもみなし公務員規定が適用されるものとする。</p> <p>これにより、特区がみなし公務員規定の通則法として機能することが期待され、適切確実なアウトソーシングの実施に大きく寄与すると期待される。</p> <p>なお、刑法は特区になじまないという反論が想定されるが、既に特区においてみなし公務員規定が定められている事例がある以上、この反論には理由がない。</p>		個人	13 東京都	総務省
1051130	債権管理回収業に関する特別措置法上の特定金銭債権の追加	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項に各種公金債権を追加すべきである	<p>いわゆるサービスは、資本規模要件や弁護士取締役要件が置かれ法務大臣の認可を要するなど一定の厳格な規整を受け、また行為規制としても、大声を上げたり一定の時間以外に訪問したりするなどの威迫行為が禁じられるなど、自治体としても公金債権の回収委託先として活用しやすい。ところが、サービスが取り扱うことのできる金銭債権は、債権管理回収業に関する特別措置法において特定金銭債権として個別列挙されている。現時点では、この中に公金債権は含まれておらず、サービスとしては公金債権の回収の受託に制約を課されている。このため、同法所定の特定金銭債権に各種公金債権を追加し、自治体がサービスを利用しやすくすべきである。このような規制改革を行うことで、自治体としては、業務の適法性・適正性を確保しつつ、債権回収のノウハウを有するサービスを活用することが可能となる。</p>		個人	13 東京都	総務省 法務省
1051170	住民基本台帳法関係業務の民間委託可能範囲の拡大	住民基本台帳法関係の業務につき、民間委託可能な領域を拡大すべきである。	<p>住民基本台帳関連業務は自治事務であり、自治法第2条第13項の定めるとおり、地域の特性に応じて事務処理すべきとする特別配慮義務が妥当するはずである。</p> <p>また、住基ネットワーク業務については、民法上の法人たる財団法人地方自治情報センターが、一定の服務規律等を課せられたうえ指定情報処理機関とされている。とすれば、他の民間事業者であっても一定の資格要件を定め、所要の服務規律等を課すことにより、住基関係業務を行うことができるとすべきである。</p> <p>住民基本台帳のデータは住民への様々な行政サービスの基礎となっている。住民基本台帳関係業務を民間に委ねることができるか否かは他の多くの自治体業務の民間開放とも深く関わる以上、自治体の要望を踏まえつつ建設的かつ積極的な検討を行うことを強く要望する。</p>		個人	13 東京都	総務省

1051210	指定管理者制度の契約化	<p>地方自治法第二百四十四条の二(公の施設の設置、管理及び廃止)を次のとおり改正すべきである。</p> <p>「3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体(以下本条及び第二百四十四条の四において「受託管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。」</p> <p>このほか、契約化に伴い所要の改正を行うべきである。</p>	<p>指定管理者制度では、指定は行政処分として扱われ契約とは解されないため、自治法上の契約に関する規定は適用されない。このため、一般競争原則主義は適用されず、選定手続が不透明な随意指定が横行する一因ともなっている。また同条第6項では指定管理者の指定にあたり議会の議決が必要とされているため、極めて小規模な案件であっても議決を要し手続が硬直的であるという問題がある。</p> <p>また、たとえば公の施設を民間事業者管理運営させたい場合、当該事業者が特定公共サービスたる窓口業務を実施させようとした場合、現行制度では指定と契約の二種類の手続きを行う必要が生じる。</p> <p>ところが、仮に現在でも指定管理者制度が導入されていなかったとすれば、公の施設の管理は公共サービス改革法上の特定公共サービスとなり得る。この場合、行政処分権限は、法律(公共サービス改革法)の根拠に基づき契約により民間に授けられるものとなる。</p> <p>このように指定管理者制度における指定が契約化されることにより、通常の委託契約と同様に一般競争入札原則主義が適用され、選定手続の透明化の一助となるうえ、少額案件は議会の議決が不要となり手続が簡素化できる。</p> <p>さらには、委託手続を契約に一本化することが可能となり、手続を簡素化することができる(PFIにおいても同様のメリットがある)。</p> <p>こうした点から、指定管理者制度を契約化することを検討すべきである。</p>		個人	13 東京都	総務省
1051220	私人の公金取扱禁止原則の廃止	<p>地方自治法第243条(私人の公金取扱いの制限)を次のように改正すべきである。</p> <p>「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除き、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせることができる。」</p>	<p>自治法243条は私人に公金を取り扱わせることを原則的に禁止し、例外的に、自治令第158条に個別列挙されたものを私人に委託できるものとする。これは、公金ゆえその取扱を慎重に行うべきという配慮に基づくものとされる。</p> <p>しかし、既に多くの公金項目が私人に取り扱えるものとされており、今後私人に取り扱わせるべきとして発生する要望は少額かつ発生頻度の少ない項目と考えられる。仮にこれらについて逐次個別に解禁要望を行わせるとすれば、その手続が煩瑣であるうえ、自治法の改正を待たねばならず、迅速な対応が困難である。</p> <p>そもそも、原則禁止・個別解禁という思考形式は、自治体の行政運営に対する不信を前提としたものとも言え、問題がある。実務的にも、要望があれば自治令第158条への追加を積極的に検討するとしており、もはや自治法第243条は形骸化しているというべきである。</p> <p>仮に私人に取り扱わせるべきではない公金項目があるとすれば、むしろ禁止される公金項目を明示列挙すべきである。</p> <p>自治法第243条は全面改正し、私人の公金取扱禁止原則は廃止すべきである。</p>		個人	13 東京都	総務省
1055070	士業派遣の解禁(過疎地限定) 士業・・・弁護士・外国法律事務 弁護士・地方書士・土地家屋調 査士・公認会計士・税理士・弁 理士・社会保険労務士・行政書 士の業務	<p>町の過疎地に限り、労働者派遣法で禁止されているいわゆる士業の派遣禁止を解禁すべきである。</p> <p>現状過疎地にて、サービスを受けられない地域に限定し派遣法により禁止されている「士業の派遣」を認める</p>	<p>現在、士業派遣は労働者派遣法で規制をされている。</p> <p>過疎地においては士業不足のため、住民が都市部まで移動がしいられ、満足した社会サービスを受けていない。そのため、過疎地においては士業の人材派遣をとおして、過疎地の住民が士業のサービスを受けられる機会を創出すべきである。</p>		(株)パソナシャドーキャ ピネット	13 東京都	金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 経済産業省

1061010	民間活力による行政財産上にある市営火葬場の管理棟、待合棟の建替えの緩和	改正された地方自治法により、行政財産上の火葬場敷地内にある老朽化した管理棟等の建替えを、民間活力の導入により可能なものとする。	<p>昭和9年に建設された市営火葬場の「管理棟等」の老朽化が進み、利用者から建替えを希望する声が聞かれ、市による建替えを検討したが財政上の理由により断念している。</p> <p>また、平成18年度から指定管理者制度が導入され、市内の葬儀社3社の出資による民間会社が市営火葬場の指定管理者となっている。この会社が管理棟等の建替えをしたいという希望を持っている。</p> <p>提案理由 改正地方自治法第238条の4第2項第1号で「普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者」とは、市営火葬場の管理運営を適正かつ円滑に行うために指定管理者と基本協定を締結していることから、この指定管理者こそが「適当と認める者」に該当するのではないかとと思われるので、民間活力を導入して管理棟等を独立した民間施設として建替えが可能であると思われる。</p> <p>また、法改正の趣旨では「行政財産の貸与範囲等の拡大の要望が地方公共団体からあり、敷地に余裕がある場合において有効活用等を行うことができるようにすることが適切であると考えられた。」とされているが、法の条文からは解釈はできないが、老朽化している既存の建物を取り壊し、同じ場所に用途を同じくする建物を新たに建てることは可能と思われる。</p>		三浦市	14 神奈川県	総務省
1063010	コミュニティFM放送局の放送区域の拡大	現在、一の市町村の一部の区域(当該区域が他の市町村の一部の区域と隣接する場合は、その区域を併せた区域を含む。)に限定されている放送区域を、歴史的・経済的に結びつきが強く、同一のコミュニティが形成されている複数の地方公共団体にまたがった区域とすることを可能にする。	<p>【実施内容】 現在FMおだわらに対し交付されている免許の放送区域を県西地域2市8町の区域まで拡大する。</p> <p>【提案理由】 コミュニティ放送は、「商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ることを目的とするもの」とされ、その放送局は、一般の放送局と異なり、各市区町村において当該地域に密着したきめ細かな情報の提供を促進する観点から制度化された小規模な放送局であるとしている。</p> <p>当該地域の2市8町は、歴史的にも繋がりが強く同一の経済圏にも属しており、将来の合併に向けての検討も進められている区域であるが、小規模な放送局との定義において、現在のFMおだわらは、同一コミュニティである神奈川県西地域2市8町での放送は許可されていない。</p> <p>また、「コミュニティ放送」より広域な範囲を放送区域とする「県域放送」は、一の都道府県の区域又は二の県の各区域を併せた区域における需要にこたえるための放送のため、当該区域に対しては適応が広範囲過ぎてしまう。</p> <p>そこで、地域コミュニティ内の交流を促し、住民全体の共通意識を醸成するために、当該区域を拡大し、「市域放送」として特別な背景を持つ複数地方公共団体にまたがる放送区域への免許交付を特区として求めるものである。</p>		小田原市	14 神奈川県	総務省
1064010	消防職員OBが行う応急処置の規制緩和	救急車に搭載している資機材を使用しての応急処置は医療行為にあたるとの見解があり、「救急隊員の行う応急処置等の基準」に定められている応急処置が行えるのは、同基準第2条によると消防法施行令第44条第3項又は第44条の2第3項に該当する者である。消防職員OBについても消防職員と同等の応急処置ができるようにする。	<p>救急業務については、周辺部のへき地においても平等のサービスを提供しなければならないが、当市を管轄する消防組合では救急業務の年間出動件数が少ない地域について、消防業務の再編に伴い出張所の統廃合を計画している。</p> <p>住民の生命を守る観点から万全の体制はもちろんのこと、国においては民間事業者の参入も進められているが、過疎地である当市ではこれも見込めない状況であり、人件費等の費用は増大する一方である。</p> <p>そこで、周辺部のへき地での救急業務の機能が低下しない体制を築いていくにあたり、消防出張所の統廃合に伴いその業務を補完する形で救急等搬送事業所を市において新たに設置し、搬送車両に消防職員OB又は看護師を搭乗させる体制で救急隊の編成を行う予定である。</p> <p>しかし、救急車に搭載している資機材を使用しての応急処置は医療行為にあたるとの見解があるため、消防職員を退職したと同時にその使用ができなくなる。</p> <p>消防職員OBといえども、消防法施行令第44条第3項第1号に規定する救急業務に関する講習を受講した者であり、消防職員と同等の技術や知識を持っている。</p> <p>「救急隊員の行う応急処置等の基準」に定められている応急処置が行えるのは、同基準第2条によると消防法施行令第44条第3項又は第44条の2第3項に該当する者であることから、消防職員OBにも同等の応急処置を行えるようにする。</p>	日田市緊急患者等搬送事業	大分県日田市	44 大分県	総務省 厚生労働省

1064020	消防法等に基づく救急業務を補完する形の緊急患者等搬送業務に従事する職員に労働基準法の特例措置の適用を受けられるようにする	現在、当市を管轄する消防本部の消防職員は労働基準法施行規則第33条第1項第1号の規定を適用し救急隊の編成を行っている。当市が行おうとする緊急患者等搬送業務に従事する職員にもこの規定を適用し、消防職員と同様の勤務編成が行えるようにする。	当市が行おうとする緊急患者等搬送業務は、消防職員OB又は看護師の嘱託職員3名で編成し24時間体制であたり、3名編成の内2名が出勤し1名が連絡員となり、3班で編成する計画である。 労働基準法第34条第1項の休憩時間の取り扱いについて、同条第3項で「休憩時間は自由に利用させなければならない」と定められているが、労働基準法施行規則第33条第1項で消防吏員についてはこの規定を適用しないようになっている。 当市が行おうとする緊急患者等搬送業務に従事する職員にもこの規定を適用し、消防吏員と同様の取り扱いとなるようにすることで、常時の出勤態勢がとれることとなる。	日田市緊急患者等搬送事業	大分県日田市	44 大分県	総務省 厚生労働省
1066020	独立行政法人(国立大学法人)による余裕金の運用方法の拡大	国立大学法人が当該国立大学における研究活動等の成果であって、地域の再生や新しい地域産業の創出につながるものを活用する事業に出資する場合、当該国立大学と共同で研究、事業等を行う民間企業から株式による寄附を受けた場合等については、業務上の余裕資金について、法第47条各号に定めるものの外、株式によっても運用できることとする。	現行制度においては、独立行政法人に余裕金がある場合について、株式による運用を行うことはできないこととされているため、国立大学法人が研究の成果を活用した事業等への出資、ストックオプション等による企業からの寄附を受け、これを保有することはできない。しかし、地域に密着した大学の役割という観点からすると、地域の再生等につながる研究の成果を活用する事業であっても出資ができないこととするのは妥当ではない。また、充実した研究環境の整備のためには安定した財源の確保が不可欠であり、これを自ら行った研究の成果により行うことは国立大学法人設置の目的からしても妥当であり、そうした活動を行う国立大学に対する民間企業からの寄附についても、できる限り自由な形態を認めるべきである。そこで、国立大学を地域再生等のエンジン、地域の新産業のインキュベーターとして位置づけ、学部、学科、研究室等にとらわれずに国立大学としての総合力を発揮して、地域産業資源を活用した製品、サービス等の開発、マーケティング、海外への展開等の地域再生に係る事業等を、民間事業者との共同出資による株式会社等の設置、株式会社等への出資又は民間事業者が行う事業への出資を通じて効果的に推進し、地域における新産業集積の形成、地域企業の生産性及び地域成長力の向上による我が国の成長力の加速化につなげるとともに、自由な形態の寄附も含め、国立大学法人の安定した財源の確保による研究環境の充実を図るものである。なお、出資のリスクについては、比率の上限を50%未満とすることにより、リスクが軽減される。株式による寄附を受けた場合については、特段の弊害は考えられない。	国立大学法人と連携した地域経済の活性化	(株)三井物産戦略研究所	13 東京都	総務省 文部科学省
1066050	地方公共団体による国立大学法人への寄附金等の支出条件の緩和	地方公共団体による国立大学法人への寄附金等の支出について、分野を問わず、当該国立大学法人が行う研究開発であって、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与するものを行う場合及び行うことが期待されるがその実施のために当該地方公共団体からの寄附金等が必要な場合については、当該研究開発の実施等に要する経費を当該地方公共団体が負担することができるようにする。	現行制度において、地方公共団体による国立大学法人に対する寄附金等支出は、科学技術に関する研究若しくは開発又はその成果の普及(以下、「研究開発等」という。)で、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与し、かつ、当該地方公共団体の重要な施策を推進するために必要であるものを行う場合についてのみ認められている。しかし、国立大学法人による研究開発等の成果は科学技術に限られるものではなく、また、科学技術のみが地域の産業の振興、住民の福祉の増進等に寄与するわけではない。国立大学法人は自然科学、社会科学、人文科学等の幅広い分野について研究開発を行っており、そうした研究開発の成果は様々な観点から様々な主体の連携による活用が可能である。このようなこともあって、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」が策定され、国会において可決・成立したところである。加えて、国からの運営費交付金が毎年度削減される状況下においては、国立大学法人が新たに地域に資する研究開発を行おうとしても資金不足からこれが実施できない場合も考えられる。そこで、地方公共団体からの寄附金等の支出について、対象を全ての研究開発の成果及びこれから行われる研究開発として、産学に加えて地方公共団体との連携による地域における新たな産業の創出につなげるとともに、安定的な財源を得た地域に根ざした研究開発の継続を可能にするものである。	国立大学法人と連携した地域経済の活性化	(株)三井物産戦略研究所	13 東京都	総務省

1078010	下水道受益者負担金の収納にかかる規制の緩和	市税等において、コンビニエンスストアによる収納(以下、コンビニ収納)が可能となっているなか、下水道事業受益者負担金のコンビニ収納を行うことができない。このため、納付の不便さを解消するため、市税等と同様に、コンビニ収納を可能とするため収納に関し私人への委託を可能とする措置を求めるものです。	<p>現在、コンビニエンスストア等は公共料金の納付を時間を気にせずに行える場所としても認知されつつある。</p> <p>しかし、下水道事業受益者負担金の収納については、私人へ収納委託が認められていないため、コンビニエンスストアによる収納(以下、コンビニ収納)ができない。</p> <p>下水道の普及率63.0%(平成19年3月末現在)の市川市においては、今後も下水道事業が継続されていくなか、各種公共料金の支払いがコンビニエンスストアで行える中で、下水道受益者負担金についても一緒に、コンビニで納付できないことは、納付者にとって不便であるといえます。</p> <p>このため、受益者負担金についても、コンビニ収納を可能とすれば、納付の利便性や効率が向上することから、提案するものです。</p> <p>なお、地方自治法第243条には政令の定めがある場合を除き、私人への委託は出来ないとされており、また、都市計画法には私人への委託に関する規程がありません。</p> <p>コンビニ収納は、私人への委託に当たることから、下水道事業受益者負担金について、現在、市税等と同様に、コンビニ収納を実施できない状況にあります。</p>	市川市	12 千葉県	総務省 国土交通省
1082110	県固定資産評価審議会の必置規制の見直し	現行法で必置とされている県固定資産評価審議会の設置は、各都道府県の自主的判断に委ねることとし、必置規制は廃止すべき。	<p>【実施内容】 県固定資産評価審議会の必置規制を廃止することにより、地域の实情に応じて設置を判断することができる。</p> <p>【提案理由】 提示平均価額の算定並びに基準地価格の調整及び価格の修正勧告は評価の適正均衡を図る上で重要な事項であることから、客観的中立的な立場である審議会に意見を聞くことになっているが、評価に関して県は市町村から独立した機関であるため、審議会に付するまでもなく、それらの指標を用いて県内の評価バランスを調整する機能を十分に有している。</p> <p>事実、諮問する基準地価格・提示平均価額は県で調整したものを審議会において事後承認するにとどまり、また、これらの指標は各市町の加重平均にすぎず、県内の全市町の評価バランスをみるための指標としては漠然としている。従って、審議会において事実上議論の余地がなく、審議会自体が形骸化している。</p> <p>特に、据置年度における家屋の提示平均価額は、土地と異なり大規模な新增築などの特殊な要因がない限り、評価の変動がない。また、評価額の算定自体に提示平均価額を用いることもないため、審議する意義が非常に乏しい。</p>	広島県	34 広島県	総務省
1092010	少子化対策選挙特区	<p>子供を持つ家族に(子供数+1)×2の選挙権を付与 子供を持ちたい家族に2の選挙権を付与 対象地域;高知県 対象選挙;地域内の全ての公職選挙</p>	<p>国や地域社会の基礎的条件を維持するためには人口の長期的維持は欠かせない。そのためには子供を産み育てたい世帯や実際に子供を多く持つ世帯の意見が活かされる社会制度が必要である。選挙権を付与された世帯は社会的に注目を集め、子育てがしやすい社会のあり方についての発言機会が増え、地域内の全セクターがその意志を繁栄し始める。そのように改善できる環境の安心感からより子供を増やす事へ繋がる事が期待される。この特区に関して特に多くの予算が必要なわけでもない。この特区の実施により人口移動や出生率向上に効果が有れば、特区の拡大などにより日本全体に波及が期待できる。付与された投票権は思想支持政党などに中立である。付与する選挙権は提案の数式程度の大きなものでなければ効果は薄い。</p>	(個人)と地域の未来を創る会	39 高知県	総務省

1093010	郵政公社窓口業務特区	(業務の範囲)第十九条 追加 窓口業務 サービスの多様化、地域住民の利便性または 雇用確保を目的とした民間企業との提携業務	インターネットによる新車販売業務、またはそれを使った窓口での新車販売手続き http://www.car-kujira.com/2b/2f3.php 地方郵便局職員の空き時間を有効利用し、インター ネット上で全メーカー全車種を全国販売する。下取り査定と買い取り、新車の納車は弊社提携先 が行うので、窓口での必要な仕事の大まかな流れは 車種毎の実売価格を弊社提携先 ディーラー・メーカー(以下実務者)にFaxまたはメールで問い合わせ それをweb上に登録し、 web上で申し込まれた顧客の購入希望条件を実務者とすり合わせ。顧客の入金確認と 実務者顧客双方に納車確認を行う。また窓口で、顧客にパソコンを操作させ或いは操作を補 助して新車販売を行うこともできる。このことにより、新車ディーラーが遠隔地にある地域住民 の利便性も高まる。高知県香美市また土佐郡で行いたい。取扱量が増えれば職員増が可能 で地域に雇用を生む。		株式会社くじら	39 高知県	総務省
1101010	無線設備を利用した電気通信 事業における電気通信主任技 術者の選任免除	電気通信事業の届出事業者が、五キロメートル を超える自営線路設備を設置してインターネット 接続事業を行う場合、電気通信事業法第45条 の規定により、電気通信主任技術者を選任しな ければならないことになっている。 そこで、事業者の自営線路設備が五キロメー トルを超える場合には、一定の条件のもとに電 気通信主任技術者の選任を免除できるようにす る。	インターネットの利活用が国民生活や経済活動において深く浸透し重要性を増している中、 人口が少なく民間ベースでは採算が合わない条件不利地域においては、光ファイバー等によ るブロードバンド環境の整備が進まず、今だサービス提供の見通しが立っていない。 そこで、当該地域のデジタルデバイドを解消するため、無線設備を利用したインターネット接 続事業を展開したいが、左記の規制により回線提供地域が限定されてしまい、広範囲に対 してサービス提供できないといった問題がある。 本提案は、電気通信事業を営む中小企業においては、電気通信主任技術資格者の確保が 非常に困難であることから、一定の条件を満たす場合に限り、電気通信主任技術者の選任免 除を求めるものである。 当該規制緩和が実現すれば、広範囲においてインターネット接続事業を行うことが可能とな り、当該地域でのIT情報の提供及び収集が加速化され、大きな経済効果が見込める。 また、本提案にあたっては、次のとおり代替措置を講じるものとする。 【代替措置】 規制緩和にあたっての条件として、当該地域では、無線局免許不要で使える無線LAN関連 規格の一つ「IEEE802.11b g」のみを使ってサービス提供を行うものとする。(理由:免許を要し ない無線局(今回利用する無線はIEEE802.11b g)は、通信距離や利用方法、運用保守につ いてもある程度確立されており、特別な資格取得者でなくとも、設定や保守ができると思 える。)		株式会社高知通信機	39 高知県	総務省
1105010	道路付属物駐車場に指定管理 者制度における利用料金制度 を導入可能とする。	宮ノ前地区地下駐車場は道路付属駐車場であり 道路法第64条の規定で使用料収入は道路 管理者に帰属することとなっているため、指定 管理者制度における利用料金制度を導入でき ないが、これを導入できるようにする。	当該駐車場は市の中心市街地である阪急伊丹駅周辺地区の地下に立地しているが、メイン ステーション機能がJR伊丹駅へとシフトが進行し、経済的地盤沈下により、その再活性化が 大きな行政課題となっている。そこで地上の商店・文化施設・イベントなどと連携し、中心市街 地活性化の資源として積極的に活用するため指定管理者による利用料金制度導入を検討し たが、道路法第64条の規定により導入できない現況にある。利用料金制度の目的につ いては、指定管理者の自立的経営努力が発揮しやすくなる。指定管理者や地方自治体の会 計事務作業の効率化が図れる。の2点があると考え、については、駐車料収入に応じて 報奨金を支出する等、管理協定内容の工夫次第では指定管理者に一定のインセンティブを 与えることも可能だが、の会計事務作業については、利用料金制度によらない限りは市の歳 入歳出予算決算事務が必要になるばかりではなく、報奨金の額の設定、基準額を下回った場 合のペナルティの納付、利用料金収入の増減が指定管理者の管理の結果であるか否かの判 定等は、利用料金制度という法的な根拠がないまま、両者間の協定のみを根拠としなければ ならず、市としては、多くの労力と人件費、関係諸費の出費を要することとなる。一方、利用料 金制度を導入することが可能となれば、との両方の目的が同時に達成されることとなり、 省力化された事務量を中心市街地の再活性化に振り向けることができる。また、利用料金制 では、駐車料は指定管理者が定めることとなるが、条例で基本的な枠組みを規定し市の承認 が必要となるため、道路法第24条の2第2項の規定による原則は、市によって担保される。		伊丹市	28 兵庫県	総務省 国土交通省

1110010	一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として指定し、国の地方支分部局の権限を移譲する制度の創設	<p>地方自治法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定都市制度と同様に、一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として指定し、国の地方支分部局の権限の移譲を受けることにより、新公共経営の下で、県域を一体とした地域経済対策や人材育成を一元的に進め、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。 ・制度創設に当たり、国は、原則として移譲事務の執行に係る組織・人員を現状のまま政令県に移譲し、任用や給与など地方公務員制度について必要な見直しを行うこととする。 	<p>次のような事業に取り組むことにより、概ね平成22年度までに県内総生産額15兆3,600億円～16兆7,500億円、年間開業率4.1%以上、雇用創出では就業者数187万8千人～193万4千人の確保、有効求人倍率1倍以上、高齢者雇用企業割合100%の達成等をめざす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業の国際競争力強化の支援 ・豊かな産物を供給する農業、水産業の支援 ・高付加価値の“ものづくり産業”の支援 ・社会のニーズに即した“ネットワーク産業”の支援 ・人間のための科学技術の革新 ・誰もが能力を發揮できる雇用環境の創出 		静岡県	22 静岡県	総務省
1114010	公職選挙法の規制緩和による、公示日以降の公開討論会開催の実現	公職選挙法の規制緩和によって、立候補者以外の第三者主催による、公示日以降の公開討論会の開催を可能にする特区	<p>(社)日本青年会議所は、各地の国政及び地方選挙において、立候補予定者による公開討論会の開催を推進してきました。それにより、有権者が立候補予定者の生の声を聞く機会が生まれ、選挙への関心の高まりから、投票率の上昇などの効果が見られました。また、そのことを通じて、「自分のまちは自分でつくる」という意識の高揚にもつながっていくと考えられます。一方、公開討論会の開催には、公職選挙法による制限もあり、公示日以降には開催すらできない状況にあります。そこで、公示日以降においても公平中立な開催を約束できる第三者による公開討論会の開催ができるよう、公職選挙法の規制緩和が実現できればと考えます。</p>		(社)日本青年会議所 関東地区 神奈川ブロック協議会	14 神奈川県	総務省
1115010	他の法律専門職に行政書士業務の取扱いを認める	行政書士登録をしていない他の法律専門職に一定期間行政書士業務を行なわせる	<p>法律専門職である弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、司法書士、土地家屋調査士が、行政書士登録をせずとも行政書士の独占業務を行なうことを一定期間試験的に実施する。</p> <p>(提案理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 行政書士法制定当時の地方行政委員会議事録によると、行政書士法第1条の2、第1条の3に規定されている行政書士の業務としては、「忙しい」又は「字が書けない」というような国民の代わりに出生届けなどを出すことなどが考えられていた。したがって、その専門性はほとんど無い、若しくは著しく低いと言える。 2. 行政書士資格には、特に専門性が求められているわけではないので、税理士等と同様に国家試験を合格し、国民の権利義務に関わる業務を行なっている社会保険労務士、司法書士、土地家屋調査士を第2条の有資格者の範囲にいれても何ら問題はない。 3. 他の法律専門職が固有の業務に附随する行政書士業務を行政書士登録なくおこなうことは国民の利便に帰する。 		個人	26 京都府	総務省

1117010	社会教育・文化財保護に関する権限の区長への移管 (社会教育について)	地方自治法第180条の8(学校に関するものを除く) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第12号、第14号(学校に関するものを除く) 文化財保護法・社会教育法・図書館法中、教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。	教育委員会の職務権限のうち、社会教育 文化財保護 社会教育・文化財保護に関連する施設の設置、管理及び廃止、教育財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化・スポーツに関する施策を一層推進する。 提案理由 千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化・スポーツに関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。 社会教育、文化関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信託を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局に移管する必要がある。	千代田区	13 東京都	総務省 文部科学省
1148070	年度開始前の入札手続きを可能に	予算成立を条件として、年度開始前であっても入札を行い、仮契約を締結できることとする。	平成16年の地方自治法施行令改正により、長期継続契約が可能な範囲が一部拡大されるなど、国の取り組みにも一定の前進が見られるが、長期継続契約については、対象が限定されるほか、受注業者が長期固定され、競争性が阻害されるなどの問題も懸念され、積極的に推進しかねる状況もある。そこで、年度開始早々に発注でき、かつ競争性を阻害しない方法として、年度開始前の入札手続きの解禁が切望される。しかし現状においては、法律上の根拠も明確に示されないまま、実現が遅れている。「入札準備行為」を「入札手続き」などに拡大解釈され、「入札手続は当然に契約行為の一部とされ、当該年度の予算の裏付けなしに行うことはできず、年度開始前に行うこともできない。」との回答に終始している。 国及び地方自治体の公契約が、予算成立によって初めて有効となることは、受注事業者も当然受容すべき大前提であると云え、よってこのことを条件として、年度開始前に入札し、仮契約を締結しても、単年度主義の原則に反するとは思えない。仮に、それが議会議決の拘束要因となると懸念されるなら、議決後に行えばそれも解消される。本件については、第5次提案に際して、「財務会計制度に関する研究会を設置し、検討していきたい」との回答をいただいたが、その後も進展なく推移している。他自治体からの照会も多く、関心の高い案件である。明文上の禁止規定もないと思われることから、地方への関与をせず、地方の裁量に委ねるよう提案する。	草加市	11 埼玉県	総務省
1148080	特別職の活動範囲の拡大	地方の自治事務においては、一般職、特別職による職務上の権限の範囲は、国の法令によらず、地方の条例で定められるものとする。	地方公務員法は、全ての地方公務員を一般職と特別職に分けており、臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職を特別職としている。この特別職である職員は、一般職員と同一な職場環境にて業務を行っているにも係わらず、関与出来る事務に縛りが発生している。このことは、地方の実情や事務の性格に応じてその活力を引き出す上で支障となる場合がある。 その典型例が税の徴収事務である。草加市では、税の徴収事務に補助員制度を導入し、成功報酬型の報酬制度を導入することで活力を引き出しているが、特別職(嘱託)であるため徴税吏員としての事務を執行できない。一方、一般職については、期限付き任用等、制度の枠組みは広がりつつあるものの、条例に基づく給与表を適用するため、成功報酬体系を採用することが著しく困難であり、徴収活動へのインセンティブを与えにくい。こうした不都合は、国が地方公務員制度における身分上の活動制限を一律に課していることによる。 そこで、地方の自治事務においては、一般職、特別職による職務上の権限の範囲は、国の法令によらず、地方の条例で定められるものとするを提案する。これにより、特別職制度の有効活用がはかれ、有能な民間人等を迎え入れる道も広がるほか、一般職の士気高揚にもつながり、より効果的、効率的な行政運営が可能となるものと考えられる。	草加市	11 埼玉県	総務省

1148090	人材派遣事業を活用した専門的な職員の採用	人材派遣会社等より人材の派遣を受け、臨時職員、嘱託員、任期付一般職員等として任用する。	市町村がある専門分野に係る事務で人材を確保する必要が生じた時、市町村が独自に一定の専門知識を有した人材を確保しようとしても、短時日で確保するのは困難である。このようなケースでは、便宜上、事務を委託する方式を採っている例も見られるが、法令上、委託可能な事務が制限されるほか、指揮命令系統上の不都合が生じるなどの問題がある。そこで、民間の人材派遣会社等より人材の派遣を受け、事務の内容により任期付一般職員、臨時職員、嘱託等として任用できることとしたい。なお、この場合市町村は、人材派遣会社に対し対価を支払う。この制度により、市町村には、効率的、効果的に人材を確保、活用できる道が用意され、また期間を区切ったプロジェクト事業などにおいても有効な人材確保が可能となる。		草加市	11 埼玉県	総務省 厚生労働省
1148100	臨時職員の賃金は物件費でなく人件費として計上	決算統計における臨時職員賃金の区分を、その任用期間の如何に関わらず物件費から人件費に移し替える。	決算統計は、地方自治法及び地方財政法の規定にもとづき自治体が作成し、政府が「地方財政の状況」として国会に報告するものであり、当然の事ながら、その際の作成要領は、国が全国共通に定める。この決算統計では、普通会計における「性質別経費の状況」の作成が求められるが、その際、任用期間1年未満の臨時職員の賃金は、人件費ではなく物件費として計上している。一般職、特別職を含めて様々な任用形態がある中で、その給与、報酬、賃金等で物件費に分類するのは臨時職員賃金のみである。この決算統計の区分方法は、そのまま全国の地方自治体の予算、決算における性質別集計に使われていることから、政府が国会に提出する「地方財政の状況」のほか、全国地方自治体の予算、決算において、臨時職員賃金は「物件費」として取り扱われていることとなる。臨時職員の活用が進む中、これを物件費として取り扱い続けることは、統計処理上の問題として疑義が生じる可能性があるだけでなく、任用されている臨時職員の尊厳にも関わる問題と思われる。今後、地方において、官民の人材交流をはじめ多様な人材登用、活用手法を導入していく上でも、臨時職員の位置づけを是正しておくことが好ましい。そこで、決算統計における臨時職員賃金の区分を、その任用期間の如何に関わらず物件費から人件費に移し替えることを提案する。このことは、統計処理上の疑義をなくすことのほか、臨時職員を人材として認知し、有効に活用していくことにもつながる。		草加市	11 埼玉県	総務省 財務省
1156010	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34号における窓口6業務のアウトソーシングの推進	1 公共サービス改革法に基づく住民基本台帳法の証明事務(戸籍の附票を含む)について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。 2 公共サービス改革法34条において、戸籍の附票の発行については代理人等の申請を認めていないが、疎明資料の確認により受付可能としていただきたい。 3 上記1と同様に、住民基本台帳法の届出事務についても、受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。 4 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。 5 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。	【実施内容】 足立区には、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。 【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。 今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。代理人等の申請については、代理人等のみ受付を別にすることは困難であるため要望するものである。派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要なこと及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。 【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。なお、本件特区においては、住基ネットの取り扱いが委託対象としない。		足立区	13 東京都	総務省 厚生労働省 内閣府

1156030	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34号における窓口6業務のアウトソーシングの推進	<p>1 公共サービス改革法に基づく印鑑登録の証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。</p> <p>2 同法34条において、印鑑登録証明書発行については代理人等の申請を認めていないが、印鑑登録証の持参により受付可能としていただきたい。</p> <p>3 上記1と同様に、印鑑登録事務についても、受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。</p> <p>4 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。</p> <p>5 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。</p>	<p>【実施内容】 足立区には、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。代理人等の申請については、代理人等のみ受付を別にすることは困難であるため要望するものである。派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要なこと及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。</p> <p>【代替措置】 証明発行や登録の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>	足立区	13 東京都	総務省 厚生労働省 内閣府
1156040	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34号における窓口6業務のアウトソーシングの推進	<p>1 公共サービス改革法に基づく税証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。</p> <p>2 上記1と同様に、税関係の申告書受付(住民税申告・原動機付自転車等廃車申告)及び臨時運行(仮ナンバー)許可についても、受理・不受理及び許可・不許可の判断を除き委託可能としていただきたい。</p> <p>3 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。</p> <p>4 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。</p>	<p>【実施内容】 足立区には、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要なこと及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。</p> <p>【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>	足立区	13 東京都	総務省 厚生労働省 国土交通省 内閣府
1156080	みなし公務員規定の適用範囲拡大	同じ事業所内で公共サービス改革法に規定する特定公共サービスの6業務とあわせそれ以外の業務を委託した場合にあっては、「みなし公務員規定」が適用されるよう対象範囲を拡大されたい。	<p>【実施内容】 足立区には、区内17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。区民事務所の窓口で取り扱っている業務は数十種類に及び身近なところでの区民サービスに貢献している。</p> <p>区民事務所の業務委託を行うにあたって、特定公共サービス6業務以外の業務においても「みなし公務員規定」を適用し、事務の効率化を図っていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務のうち、特定公共サービスの6業務とそれ以外を分けた形で取り扱うことは困難である。特定公共サービス以外の業務において、自治体が自主的な市場化テストを実施した場合においても「みなし公務員規定」を適用し、適正な運用をしていきたい。</p>	足立区	13 東京都	総務省

1156090	地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規制規定の除外	<p>足立区リエゾンセンターを国立大学法人東京芸術大学が無償で使用できるよう「当分の間」の規定を除外し、当該適用の必要はないものとする。政府が進める規制改革の動きに呼応し、地方の自立と地域経済の活性化の方向性を指向する等の一定の条件にある自治体については、当該規定は「当分の間」が満了し、当該規定の適用すべき必要性がなくなったものとして扱うことを要望する。</p> <p>(5次提案:地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規制排除要望) (6次提案:地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3第7号の規定の拡張要望)</p>	<p>足立区では、現在、文化産業・芸術振興を新たな都市戦略として捉え、「文化産業・芸術新都心構想」の実現に向け、条件整備を進めている。新たに設置される文化・芸術施設・機能と千住の地域資源を有効に活用し、融合させることにより文化産業などの集積を促し、新しい文化・芸術を創出するまち千住をめざしているところである。藝大誘致はその重要拠点のひとつとして、平成18年9月に開学の運びとなった。施設は、資産の有効活用目的から学校統合による廃校校舎の改修した足立区リエゾンセンターを貸付けている。昨年9月の藝大開学以来、区と協働し、演奏会等イベントをはじめ、小中学校の児童・生徒を対象とした音楽教育支援活動、高齢者や障害児を対象とした音楽療法活動、区内音楽団体との共演、文化教養講座、文化芸術シンポジウムやフォーラムなどを実施するとともに、研究機関として文化芸術振興のあり方等を調査研究してきたところである。</p> <p>このような活動を行うにあたり、大学側は有形無形で人的な負担をしており、その効果、貢献度は、大学が区へ支払っている施設使用料を既に超えるものとなっている。国が力を入れている「大学と連携した地域づくり」の推進という観点からも、藝大は区にとって欠かせないパートナーであり、今後、将来にわたり藝大との連携事業を進めていくためには、大学施設の無償貸与を実現し、より強固な協力関係を築くことが最大の原動力となっていくものである。</p> <p>国立大学法人においても地域連携・貢献が本来業務となり、活動・研究教育拠点として場の確保等は課題である。しかし、自治体、国立大学法人はともに潤沢な資金投入し、単独での課題解決は困難な状況にあるため、足立区リエゾンセンターを藝大に貸付けることは、地域連携等の大学機能の充実とともに区の活性化にも繋がるものである。この取り組みは、産業振興、雇用対策、都市再生における廃校舎の有効活用など制約がなくなれば、両者の連携強化が一層図られることとなる。</p> <p>足立区は、施設使用料等減額免除により無償貸与を実現し、藝大との強固な協力関係と将来にわたる一層の発展を期待するものである。</p>	足立区	13 東京都	総務省
1164010	119番通報時における緊急度・重症度識別(トリアージ)による、救急隊等の弾力的な運用について	<p>本市では、救命率の一層の向上を図るため、119番通報時に識別した傷病者の緊急度重症度に応じて、2台4名(各2名ずつの配置)とした救急隊を効果的に運用したいと考えているが、現行制度では、消防法施行令により「救急隊の編成は救急自動車1台及び救急隊3名以上」と規定されている。そこで、救急隊の編成を弾力的に行えるよう当該規定の改正、解釈の変更、又は当該規定に基づく省令の特例を求める。なお、119番通報時の緊急度重症度識別法は、医師による長年の研究の結果、既に完成し近々に最終チェックを終える予定である。</p>	<p>救急隊の出場件数は増加傾向にあり、かつ、傷病者の緊急度重症度の程度は、生命の危機に瀕する重篤なものから生命危険の認められない軽症のものまで多様なものとなっている。このため、軽症事案を取り扱い中に同一地域で重篤事例が発生し、救命処置の開始が遅れてしまう事例が少なからず発生している。</p> <p>こうした事態を解消し、救命率のさらなる向上を図るためには、救急隊員4名が、救急自動車1台と救急資器材を装備した軽自動車仕様の緊急車(以下「ミニ車」)に、原則としてそれぞれ2名ずつ乗務することとし、119番通報時点で識別した傷病者の緊急度重症度の程度に応じて、単隊又は2隊同時出場とするなど、弾力的な部隊運用を行うことが必要である。そして、これにより重症・重篤な傷病者に対する現場到着時分を大幅に短縮できると考えている。</p> <p>また、丘陵地帯に道路狭隘地域が多数存在する本市の地域特性から、ミニ車の機動力も素早い救命処置の開始に有効であると考えている。</p> <p>ところが現行の制度では、消防法施行令第44条により「救急隊の編成は救急自動車1台及び救急隊員3名以上」と規定され、その解釈は昭和38年の通知により「救急自動車1台につき救急隊員3名以上」とされている。このため、上記のような効果的効率的な運用が出来ない状況にある。</p> <p>そこで、救急隊の編成を弾力的に行えるよう、当該規定の改正、解釈の変更、又は当該規定に基づく省令の特例を求める。</p> <p>なお、緊急度重症度識別は、危険な見落としのない手法を開発し、救急隊員2名で活動する対象は、傷病者の収容が容易に行えることが確認できたものとするため、活動上の障害もない。</p> <p>(具体的な運用等は、別紙のとおり)</p>	横浜市	14 神奈川県	総務省

1167010	政見放送を実施することのできる選挙の拡大	県議会議員、市町村長又は市町村議会の選挙において、各選挙区の選挙管理委員会の管理下で、インターネットを利用した政見放送の実施が出来ることとする。	<p>現行制度上公職選挙法第150条及び第150条の5の規定により、政見放送を無料で実施することができるのは衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙に限られ、都道府県議会議員、市町村長又は市町村議会議員の選挙では、政見放送が実施されていない。</p> <p>こうした現状は、地方分権をいっそう推進し地域の隅々まで浸透させていくべき時代に、各種選挙において地域の有権者が候補者の政策等に関する情報を十分に得られないまま、選挙に臨まざるを得ない状況を作っている。特に、有権者の転出入が激しい都市部においてこの傾向は強く、有権者の政治離れ、投票率の低下の大きな要因となっており、公職選挙法の目的である民主主義の健全な発達という観点から問題であると考えられる。</p> <p>他方で、都道府県議会議員、市町村長又は市町村議会議員の選挙において政見放送を行うことは、放送局の過重な負担となり理解が得られないことや多額の費用がかかることから、実現は困難であると思われる。</p> <p>そこで、問題解決の有効な手段としてインターネットの活用を提案する。現在、インターネットが広く普及する中、都道府県又は市町村の選挙管理委員会はホームページを有しており、またホームページ上の動画技術等の発達により、安価にインターネットを利用した映像及び音声の発信が可能となっている。選挙の公正や発信される情報の安全性、信頼性の確保の観点から、各候補者が個別にインターネットを利用するのではなく、映像及び音声の発信を選挙管理委員会が一括に管理することで、広く候補者の政策の周知を可能にし、有権者の選挙に対する理解と関心を高め、より活発な投票活動につながると考える。</p>		個人	13 東京都	総務省
1170010	宝くじの発売に関する規制緩和	現在、地方財政法附則32条、並びに、当せん金付証券法第4条により規定されている、都道府県並びに地方自治法第252条の19第1項の指定都市にしか認められていない宝くじの発売を、都道府県並びに地方自治法第252条の19第1項の指定都市、地方自治法第252条の22第1項の指定都市にも認めることとする。	<p>宝くじの発売は、資金の出し手にも楽しんでもらいながら、その一部収入を地域独自財源として得ることや、地域の話作り等の面からも、地域にとって魅力的な資金調達の方法になる可能性がある。こうした観点から、現在は「地方財政法附則32条並びに当せん金付証券法第4条」により、都道府県又は「地方自治法第252条の19第1項」の指定都市(以下政令指定都市)にしか認められていない宝くじの発売権限を拡大すべきと考える。ただし、発売コストを考えると、人口が少ない地域では実績が上げられず赤字を出す弊害が考えられるため、黒字が見込める最低限の規制として、たとえば、「地方自治法第252条の22第1項」の指定都市(以下中核市)にまで発売権限を認めることを提案する。</p> <p>現行法においては、地域振興くじを発売することにより、各地方自治体にも配分が成されているものの、人口や売り上げ実績額で配分比率が決定されるため、人口が相対的に少ない地方都市は十分な財源を確保できるとは言えない。たとえば中核市など、発売コストをまかなえる人口規模を確保できる範囲で、災害の復旧や公共事業活性化を目的とし、独自に宝くじを発売することを可能にすべきである。</p>		個人	14 神奈川県	総務省
1175010	行政が持っているデータなども指定管理者制度の対象となるよう緩和するべきである。	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度において管理を行わせることができるものは、地方自治法第244条の2において、「公の施設」とされていることから、数値情報である基準点情報や、データとして保管される地質データなどは、指定管理者制度の対象外であると考えられる。「公の施設」の定義は地方自治法第244条。 そこで、行政が持っているデータなども指定管理者制度の対象となるよう緩和するべきである。 	<p><行政資産(データ)の管理について></p> <ul style="list-style-type: none"> 様々なデータが当初の目的を達成した後、適切に管理されていない。 データを加工することにより、商品価値とし高いものとなる可能性がある。 民間との連携により、行政コストをかけずに、適切なデータ管理とサービスの向上を図りたい。 <p><街区基準点について></p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省で設置された街区基準点については、その後の管理が不明確なまま設置された点であり、その管理を各市町村が受けることについて事前の承諾がないまま設置された。 本市としては、民間事業者からヒアリングをしたところ、その基準点があることは非常に有益であり、今後も適切な管理を行ってほしい旨の要望がされた。 しかし、基準点の管理には費用も伴うことから今後の取り扱いに対して苦慮している。 行政資産(データなど)を民間会社に指定管理者制度を活用し、今まで眠っていた行政資産に付加価値をつけて民間に提供することにより、行政の収入増加と質の高いサービスの提供を図る。 		上越市	15 新潟県	総務省 国土交通省

1178030	国有港湾施設(岸壁)の指定管理者制度導入のための規制緩和	国有港湾施設(岸壁)についても、県の指定管理者制度の適用を図るため、現行の規制を緩和する。	(現状) 港湾施設のうち、野積場や荷役機械等は指定管理とすることができるが、国有港湾施設である岸壁については港湾管理者の地方公共団体が直接管理する必要があり、施設利用時には別々に許可を受けなければならない、申請手続が煩雑である。 また、埠頭を構成する施設について、管理者が異なることで一体的な管理ができず非効率である。 (提案理由) 現在、地方公共団体で指定管理が可能な施設は、地方自治法第244条の2第3項の規定により「公の施設」とされているが、国有港湾施設はその対象となっていない。 そこで、県の指定管理者制度による港湾施設の一体的な管理を可能とするため、国有港湾施設(岸壁)についても、県の指定管理者制度の対象とするよう地方自治法の緩和を図る。		福井県	18 福井県	総務省 国土交通省
1190010	地方土地開発公社の業務範囲の拡大	土地開発公社は、「公有地の拡大の促進に関する法律」第17条により、公社が自ら当該土地に住宅を建築し、販売することはできない。また、住宅供給公社の設立は、「地方住宅供給公社法」第8条においては、人口50万人以上の市に限定されているため、住宅供給公社の設立もできず、住宅販売及び広報活動ができないことから、小規模な町において、定住促進のために住宅供給することが必要と認められる場合には、土地開発公社における業務を拡大し、公社が売却する住宅予定地と合わせて住宅受注の販売広報活動を可能とする。	分譲にあたっては、地域経済への波及効果の観点から町内業者による建築が望まれる。一方、販売促進のためには、各業者がモデル住宅を建設し購入希望者に訴求していく必要がある。この場合、土地開発公社は、宅地販売しかできないことから、建築業者が土地を購入し、自己資金でモデル住宅を建設する必要があるが、地元業者の資金力不足や建築単価の問題で町外の大手業者には太刀打ちできない。 このため、地元業者の育成と地元への経済効果が見込めるよう、公社が土地を保有したまま、地元建築業者とタイアップして、地元業者限定の住宅予定地を設定し、宅地と住宅受注販売活動ができるよう要望する。たとえば、様々な建築業者の施工方法をパンフレットでPRしたり、公社の土地を業者と使用貸借契約を締結した上で、完成途中構造見学会などの開催もしたい。この際、建築途中までの債務は建築業者負担とする。		鬼北町	38 愛媛県	総務省 国土交通省
1193010	地方自治体の長及び議会議員の選挙に関し、特定自治体内の放送権を持つケーブルテレビを活用した政見放送を可能とする。	各選挙において、ケーブルテレビを活用した政見放送を通じ、自らの掲げる政見公約を訴える。	地方の時代と言われる昨今、今後の生き残りをかけた地方自治体の未来は、地方自治体の首長選挙や議会議員選挙においても、政見公約による選ばれる選挙へと転換していくことが求められている。 このためにも、広く多くの有権者に対し、自らの掲げる政見公約を訴える手段として、特定自治体内の放送権を有するケーブルテレビを活用するものである。		三次市	34 広島県	総務省
1193020	一定の要件を満たす永住外国人への地方選挙権を付与する。	一定の要件を満たす永住外国人に対して、市長選挙及び市議会議員選挙の選挙権を付与する。このことにより、当然に付与されて然るべき永住外国人の選挙権を保障するとともに、地域のコミュニティの醸成を図る。	提案理由： 永住外国人に地方参政権を認めることは、地方分権型の行政システムへの転換に対応した、新たな役割を担うにふさわしい地方行政体制を推進するものと考え。また、地方のことは地域に住む住民が自主的に決定することが好ましく、地域主権を確立し、人々が支えあい協働のまちづくりを進めるためには、同じ地域で暮らす外国籍市民の参画は必要不可欠である。 自主・自立の観点からも地方選挙のあり方について地方の裁量で決定することが、本来あるべき姿であり、特区提案により本市がモデルケースとして一定の要件を満たす外国籍市民の参政権を付与することを求める。		三次市	34 広島県	総務省

1193030	満18歳以上の市民への地方選挙権を付与する。	満18歳以上の市民に対し、市長選挙及び市議会議員選挙の選挙権を付与する。若年世代に対して政治参加の門戸を開き、過疎・少子高齢化問題を抱える本市において、市政に若年世代の意思を反映する。	提案理由： 18歳選挙権は世界の体勢であり、日本の国際化を進めるためには選挙年齢を見直すことが必要である。国においては、本年5月14日成立した日本国憲法を改正手続きに関する法律(国民投票法)には投票権の対象を満18歳以上とすることなど、国においても選挙権20歳以上とする公選法の見直しを検討する付帯決議もされている状況にある。 また、本市では、地方主権を確立するため、自主・自立・自考のまちづくりを進めるとともに、50年後、100年後の未来の三次市民に地域を引き継ぐために、重要課題である子育てや教育分野に力を入れた政策を展開しており、選挙権年齢を満18歳まで引き下げることにより、地域の主要な担い手である若年世代に対して政治参加の門戸を開き、過疎・少子高齢問題を抱える本市において、市政に若年世代の意見を反映することで、特色あるまちづくりを更に活性化させることを目的とする。	三次市	34 広島県	総務省
3001010	相続を原因とする不動産登記申請の行政書士への開放	司法書士法第3条により、法務局又は地方法務局に提出する書類の作成と手続は司法書士の専管業務とされているが、そのうち相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請に限り、行政書士も書類の作成及び手続が行えるよう、規制を緩和すべきである。	相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請では、遺産分割協議書や特別受益者証明書等、申請に必要な添付書類は行政書士が作成しており、登記申請書の作成及び手続のみ、規制があるため本人申請又は本人が司法書士に依頼している。依頼者は、一連の業務として迅速かつ廉価を望む中、制限があるため、手続の煩雑さと負担を強いられている。登記申請書の作成及び手続を行政書士も行えるようにすることで、依頼者たる国民は迅速かつ廉価なサービスを受けることが可能となり、利便性が増す。なお、不動産登記は、国民の権利に重大な影響を及ぼすものであるが、行政書士により適法に遺産分割協議書等は作成されるため、実体法上の問題としては、権利に関して重大な影響を及ぼすものとは考えられない。また、手続法上の問題として、この登記手続を代理するためには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるが、相続を原因とする所有権移転の不動産登記に関する手続の研修を行政書士に対して行うことで、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営は守られる。	個人	27 大阪府	総務省 法務省
3001020	行政書士への商業登記の開放	行政書士に対して司法書士が独占している商業登記を開放するべきである。	法務省民事局により商業・法人登記業務の実態等に関するアンケートが行われた結果、司法書士よりも行政書士の方が市民の満足度が高かった。法務省は、このアンケート結果を出すことすら期限一杯の平成19年3月であり、他の省庁に比して規制改革に協力する姿勢がみられない。アンケートの結果、司法書士よりも行政書士の方が満足度が高かったのであるから、商業登記開放について前向きに検討をするべきである。そもそも、司法書士は登記の面でしか企業と接する実態がほとんど無い(あるとしても少額の債権回収程度)のであるから、許認可や契約書作成で企業のビジネスに深く関わっている行政書士に開放するべきである。なお、これに対抗して日本行政書士会連合会および日本司法書士会連合会が別途アンケートを採ったところではあるが、各団体が有利となる設問であった可能性もある上に、特に日本司法書士会連合会のアンケートは謝礼として金券を配って行われたものであるから、客観的に公正公平な法務省のアンケート結果のみを重視するべきである。また、弁護士だけでなく公認会計士にも商業登記の代理は認められているのであるから、添付書類を除く登記申請書の作成は、公認会計士レベルの商業登記法の理解で足りることになるのであって、法務省の見解は矛盾していると言わざるを得ない。	個人	27 大阪府	総務省 法務省
3001030	商業・法人登記業務の行政書士への開放	行政書士業務に関連して行う商業・法人登記業務を、行政書士が行うことを認める。具体的には、司法書士法の業務の制限規定に除外規定を設けるか、同法の附則に「行政書士は、行政書士業務に関連して行う商業・法人登記申請の書類作成及び手続の代理を行える」ことを規定することを要望します。	商業・法人登記については、司法書士の独占業務となっているところであるが、規制改革・民間開放推進会議に、「商業・法人登記業務の行政書士への開放」要望が出され、平成18年3月31日の閣議決定によりその推進がはかられました。その決定に基づき、法務省は平成18年12月に、商業・法人登記申請人本人・行政書士・司法書士及び定款認証嘱託人に対し、アンケートを取った。その内容が、平成19年3月法務省民事局より公表された。その結果の中で、対象とした登記申請人本人が、今回登記申請を司法書士に依頼しない理由として「費用がかかること(59.2%)」及び「内容が簡単そうだったこと(38.1%)」の2つが多数を占めていた。また、行政書士が定款や各種議事録の作成に関与している実態と顧客満足度が司法書士を上回っている状況が表れている。行政書士が、その業務に関連する商業・法人登記申請手続まで行うことは、国民の利便に資するもの(ワンストップサービス、費用の節減)である。 登記実務に関する能力担保については、特別研修制度等を構築すれば良い。行政書士に商業・法人登記の開放を行うよう要望します。	個人	27 大阪府	総務省 法務省

3002010	商業登記の開放	商業登記事務を行政書士にも認めるべきである	<p>提案理由</p> <p>1. 行政書士は登記事務に必要な原因証書(行政書士法第1条の2、3)を作成することを業としている。登記事務は原因証書の収集、審査、調整が主たる業務であり、行政書士の業務範囲とするのに適当である。</p> <p>2. 申請書に原因証書の添付義務がないため、登記後の紛争の原因究明や登記官の責任の糾明が現状では困難となっている。登記事務には行政書士の作成・調整した原因証書の添付を義務づけるべきである。</p> <p>3. 司法書士には原因証書の相続書類、定款、契約書等の作成業務が出来ない。事務のワンストップ化からも行政書士にも申請書の作成・申請代理を認めるべきである。</p> <p>4. 登記申請書は申請書のみが司法書士の独占業務であるが、この簡便な書類を司法書士に独占させることは国民の利便を損なっており、電子化・定型化・簡便化すべきである。</p> <p>5. 行政書士の登記事務に関与する資質が指摘されているが行政書士は自動車の登録事務(不動産登記法に類似しているがさらに行政登録等が付加され関係法令は80以上に及ぶ複雑な手続き)に通暁しており、登記事務に専門的知見を活用出来るので行政書士に開放すべきである。</p> <p>6. 紙による申請は電子申請を妨げ国民利便を損なっている。さらに自動車登録はリアルタイムで完結するが、登記事務は7~10日も遅延する。競争市場におけるこの期間の経済的損失は多大なものがある。行政書士の参入によって電子化・リアルタイム化を推進し経済効率を高めるべきである。</p> <p>7. 登記事務は登録事務よりも30有余年にわたり電子化が遅延しており、電子申請に馴染みのある国民の利便や行政書士の参入を阻害している。また電子政府の実現の遅延の原因ともなっている。電子申請の実績のある行政書士や国民が容易に手続き出来る申請システムを直ちに構築すべきである。</p>	団体	25 滋賀県	総務省 法務省
3003010	特別職公務員(嘱託)の徴税吏員任命	地方税法第1条第3項の徴税吏員には一般職公務員のみ任命できるとされるところ、特別職たる嘱託職員も任命できるものとすべきである。	<p>地方税では特に滞納整理業務に要する人件費が大きな負担となっている。また、近年は時効欠損を漫然と放置したとして首長が敗訴する裁判事例も登場しており、滞納対策が法的にも道義的にも喫緊の課題である。</p> <p>他方、時効中断のためには主として督促か差押を行う必要があるが、督促は一度だけとされ、その後は主として差押によらざるを得ない。ところが、地方税法上は督促も差押も徴税吏員にのみ授權されている。</p> <p>嘱託は一般職よりも低廉なうえ、自治体が直接雇用し指揮監督を行えるため、多くの自治体で様々な業務に活用されている。しかし、徴税吏員に関しては、強力な公権力の行使を行うため、地公法上の服務規律を負う一般職のみが任命できるとされ、嘱託を任命することは否定されている。このため、現状では嘱託による督促や差押は困難である。</p> <p>しかし、滞納処分といえども行政上の義務履行確保手段の一つであり、その制度設計は立法政策上の問題に過ぎない以上、特別職たる嘱託を徴税吏員に任命することは可能なはずである(その証左に、非公務員型独立行政法人や認可法人、さらには株式会社に対し滞納処分権限を授權する立法例が20事例以上も存在する)。</p> <p>仮に地公法上の服務規律が必要であるとしても、特別職国家公務員たる執行官が裁判所職員臨時措置法により国公法上の服務規律が準用されたうえで民事執行に従事しているのと同様に、嘱託にも法令の特例として地公法上の服務規律規定を準用すれば良いだけである(そもそも、前述立法例では独法等職員には地公法上の服務規律は適用されていない)。</p> <p>なお、嘱託・民間活用により、毎年徴収コストが少なくとも2,600億円削減され、徴収額が1兆1,600億円増加する。</p>	市場化テスト推進協議会	13 東京都	総務省

3003020	地方税滞納処分業務のうち、督促、第三者への質問検査・差押の各権限の民間事業者への授權	<p>税目により異なるが、市町村税を例とすれば、地方税法第298条(質問検査権)、第329条(督促)、第331条(差押、交付要求、参加差押)、第333条・国税徴収法141条(滞納処分に関する質問検査権)について、民間にも授權できる旨の規定を置く。</p> <p>督促状において、民間による調査を拒絶し、搜索権限まで有する徴税吏員による滞納処分を選択することができる旨を記載し、滞納者の申し出により選択させる。滞納者の申し出がなければ民間による調査に同意したものと扱う。</p> <p>民間の調査・差押を実施する範囲について、国税徴収法第141条二～四までとし、滞納者本人への調査及びこれに伴う差押は授權しない(なお、必要であれば国税徴収法施行令第十三条第一項の特殊関係者への調査・差押も除く)。これにより、滞納者本人への直接接点回避し、トラブルを防止する。また、調査の相手方を官公庁や金融機関等、勤務先など、一定の法的知識などを有する第三者にすることで、職権濫用や違法行為、その他各種トラブルの抑制も十分期待できることとなる。</p>	<p>地方税徴収業務では徴税費用が増嵩し、また近年は時効欠損を漫然と放置したとして首長が敗訴する裁判事例も登場しており、滞納対策が法的にも道義的にも喫緊の課題である。時効中断には主として督促か差押を行う必要があるが、督促は一度だけとされ、その後は主として差押によらざるを得ない。このため、滞納者の所在確認や財産調査など徴収業務のノウハウを有し、機動的かつ柔軟な対応が可能な民間事業者等に差押権限までを授權すべきである。</p> <p>ところが、地方税法上は督促も差押も徴税吏員にのみ授權され、民間への授權は困難である。</p> <p>しかし、滞納処分といえども行政上の義務履行確保手段の一つであり、その制度設計は立法政策上の問題に過ぎない(その証左に、非公務員型独立行政法人や認可法人、さらには株式会社に対し滞納処分権限を授權する立法例が20事例以上も存在する)。また、差押の本質は滞納者の財産の保全に他ならず、その剥奪ではないことを考えれば、滞納処分権限の全てではなくとも、督促・質問検査・差押の民間授權は可能なはずである。</p> <p>罰則付調査権を根拠に民間授權を否定する見解もあるが、質問検査権自体は任意調査権であるし、罰則は最判昭45.12.18によれば公務執行妨害罪の補充的規定とされるが、本体たる公務執行妨害罪は民間事業者でもみなし公務員規定で成立しうるところ、補充的規定は民間不可というのは、判例との整合性に疑問がある。</p> <p>なお、本人(黙示)同意のもと、官公庁・金融機関などに対してのみ調査及び差押を行うなど、授權にあたっては当然ながらスキームの工夫を行うものである。これにより、毎年徴収コストが少なくとも2,600億円削減され、徴収額が1兆1,600億円増加する。</p>		市場化テスト推進協議会	13 東京都	総務省 法務省
3003030	固定資産評価業務の民間開放	<p>地方税法第404条(固定資産評価員)から「固定資産が少い場合」を削除し、市町村の自主的判断で評価員を置かないことができるようにする。</p> <p>評価員405条(固定資産評価補助員)に、「市町村長は、適切と認める法人その他の団体に、固定資産評価員の職務の全部または一部を委託して行わせることができる。この場合において、受託者又は委託事務従事者(受託者の役員又は職員その他の委託事務に従事する者をいう。)は、固定資産評価補助員とみなす」旨の規定を追加する。</p> <p>なお、により、同法第353条(徴税吏員、固定資産評価員、固定資産評価補助員の質問検査権)の権限も受託者に授權されることとなるものと考え、必要であれば質問検査権を受託者に授權することの確認規定が必要であればこれを置き、明確化する。</p>	<p>固定資産税に関する評価業務は地方税業務の中でも大きな割合を占める、全国で約28,000名が従事、その人件費は約2,000億円に上る。ところが、この固定資産評価業務はほとんどがいわゆる正規職員により実施されており、航空写真の撮影など周辺業務のみ民間に委ねられているというのが実情である。</p> <p>固定資産評価業務に関しては、これまで、固定資産評価員・評価補助員には質問検査権が付与されており民間に委ねられないこと、評価と課税とは一体不可分であることなどを理由に包括的民間開放が認められていない。</p> <p>しかし、質問検査権を民間に授權している例は多数あるうえ、評価業務自体、詳細かつ定型的な固定資産評価基準に基づき実施されるものであり、委託が困難とはいえない。また、評価への不服申立の途も制度として確立されている。</p> <p>また、土地区画整理法・都市再開発法では換地計画・権利変換計画策定業務が株式会社に包括的に授權され、その計画を知事が認可することとされている。ところが、この計画には固定資産評価も含まれている。このように、他の立法例では固定資産の評価と決定(認可)が分離され、しかも前者が包括的に民間に授權されているにもかかわらず、地方税法における固定資産評価業務については包括民間開放が認められないというのは、その根拠に強い疑問を持たざるを得ない。</p> <p>包括的民間開放を認めることで全国で毎年数百億の人件費が節減可能であるにもかかわらず、また他法との矛盾があるにもかかわらず、仮になお包括民間開放を認めないというのであれば、もはや行財政改革・規制改革・民間開放の推進という政府の方針に面従腹背の姿勢であるとは考えられないところである。</p>		市場化テスト推進協議会	13 東京都	総務省
3003040	自治事務に関する自治体条例制定権の強化	<p>地方自治法第14条第1項を次のように改正すべきである。</p> <p>「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第9項の事務に関し、条例を制定することができる。」</p>	<p>自治体の自治事務は、法定受託事務と異なり、自治体の裁量を広く認めるべきである。しかし、現実には地方自治法第14条第1項により、条例制定権が政省令に劣後することとされ、地方議会の議決という民主的手続きを経て制定された条例が、法の委任を受けただけの政省令に制約されることとなっている。</p> <p>分権改革前においても自治事務に相当する業務のほとんどは条例を制定することが可能であったが、それは政省令に反しない限りであった。分権改革後の現在においてもその基本的な構造は変わっておらず、いわば自治事務に関しては分権改革から取り残されたままである。自治立法権を強化充実するためにも、地方自治法第14条第1項は法定受託事務についてのみ適用されることとすべきである。</p>		市場化テスト推進協議会	13 東京都	総務省

3003050	自治体が条例により定めることができる罰則の上限引き上げ	<p>地方自治法第14条第3項を次のように改正すべきである。</p> <p>「普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、一億円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は百万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」</p>	<p>個人情報不正漏洩問題に象徴されるように、現代社会では不正行為も多様化、悪質化しており、自治体が自治立法により積極的に保護すべき法益も多様化・高度化している。また、公共を担う主体が公務員から民間に拡大する中、公務を担う民間への実効性ある統制や監督、そして公務自体の保護も重要となっている。</p> <p>これに対し、自治法第14条第3項による罰則の範囲は旧態依然としており、犯罪抑止力を欠き、かかる状況に対応できない。</p> <p>国法レベルでは、行政犯に対し自治法第14条第3項よりも重い罰則を定めている例が多数あるところ、自治体が条例により課することができる罰則の上限もこれと同程度まで引き上げるべきである。</p> <p>なお、以下の立法例は自治体が地域の実情に応じて定めてもおかしくないところ、これと同程度の罰則を自治体に授權することは十分検討し得るはずである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(一億円以下の罰金を定める例) ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第36条 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第30条 ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第5条 ・食品衛生法第78条 ・(百万円以下の過料を定める例) ・中部国際空港の設置及び管理に関する法律第27条 ・高速道路株式会社法第22条 ・成田国際空港株式会社法第22条 ・東京地下鉄株式会社法第16条 ・東京湾横断道路の建設に関する特別措置法第16条・第17条 		市場化テスト推進協議会	13 東京都	総務省
3003060	行政代執行法第1条の改正により、行政代執行を除く行政上の義務履行確保手段を条例により創設できるようにする	<p>行政代執行法第1条を、次のように改める。</p> <p>「行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律又は条例で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。」</p>	<p>地方公共団体は多様な行政事務を抱えており、たとえば委託事業者に対して適切な業務運営を行うよう義務付けたい場面も想定される。また、そもそもこれ以外にも様々な行政課題があるところ、これらに適切確実に対応していくためには、行政上の義務履行手段を持つことが重要である。</p> <p>ところが、行政代執行法第1条の定めにより、課徴金や直接強制といった行政上の義務履行確保手段については条例により創設することができないと解される(通説)。これは地方分権という観点からは適切ではない。</p> <p>自治体が違法不当行為に対し柔軟かつ実効的に対応できるようにするためにも、行政上の義務履行確保手段を広く自治体に付与していく必要がある。</p> <p>このため、行政代執行法第1条を改正し、地方公共団体が条例により義務履行手段を創設できるようにすべきである。</p>		市場化テスト推進協議会	13 東京都	総務省
3003070	特別職の見直し	<p>地方公務員法第3条につき、特別職を再整理し、一般職と特別職のいわば中間ともいべき新たな枠組みを創設し、地公法上の服務規律等を課したうえ、嘱託職員などを当該枠組みに位置付け、これを一般職と同様に広く活用できるようにすべきである。</p>	<p>自治体の実務では特別職地方公務員たる嘱託職員が極めて多く用いられている。</p> <p>ところが、いわゆる吏員規制業務については、民間への委託が困難であるだけでなく特別職の地方公務員を充てることも困難と解されており、嘱託職員を吏員規制業務に充てることが困難である。このように、特別職のあり方および吏員規制業務の存在が自治体における人的資源活用を硬直化させる一因ともなっている。</p> <p>そもそも、特別職という枠組みは一般職以外という意味しか持たず、これに対し権限や資格が積極的に付与されているわけではない。現行の特別職という概念は非生産的な枠組みであり、そのあり方を見直し、嘱託職員等に一定の規整や権限・資格を与え、一般職と同様に広く活用できるようにすべきである。</p>		市場化テスト推進協議会	13 東京都	総務省

3003080	地方公務員の営利企業への派遣を柔軟化するための特別法	<p>公務員の民間事業者への派遣出向等に関しては、国家公務員に関しいわゆる「官民交流法」が整備されているのに対し、地方公務員については、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」が公益法人への在籍出向や出資法人への退職出向を定めるだけでなく、民間事業者への出向に関し法的疑義もあるところである。</p> <p>このため、「地方公務員版官民交流法(仮称)」を整備し、営利法人等への派遣に関する法的疑義を払拭し、地方公務員の民間事業者への一時的移籍を柔軟化させるべきである。</p>	<p>【制度の概要案】</p> <p>(1) 対象法人: 公共サービス改革法上の公共サービス実施民間事業者等、一定の要件に該当するもの(各種欠格事由も検討の余地あり)</p> <p>(2) 退職の扱い: 分限免職の一つとして位置付けるべき。</p> <p>(3) 派遣終了後の採用: 職員が退職したのち、株式会社等において一定期間在職した場合又は派遣先の株式会社等との契約が途中で解除された場合は、欠格条項に該当する場合等を除き、任命権者はその者を職員として採用するものとする。</p> <p>(4) 契約解除時の対応: 派遣先の株式会社等との契約が途中で解除された場合において、引き続き別の株式会社等と新たな契約を締結した場合、任命権者は、前項にかかわらず、当該職員を新たに契約を締結した株式会社等に派遣させることができる。</p> <p>(5) 退職派遣期間: 契約期間を上限とし、派遣先との協議により定める。契約解除時には終了するものとする。</p> <p>【派遣された職員の処遇等の案】</p> <p>(1) 給与差額の補填:(認めるか否か検討の必要あり)</p> <p>(2) 災害補償・医療保険: 派遣先の制度を適用</p> <p>(3) 共済長期給付・退職手当: 派遣期間を通算</p> <p>(4) 復帰後の処遇: 部内の職員との均衡を失することのないよう、必要な措置又は適切な配慮を行う。</p>		市場化テスト推進協議会	13 東京都	総務省
3003090	自治体版PEO(共同雇用職員制度)の導入	<p>第一任用主(自治体)が指揮命令権及び人事権を行使し、第二雇用主(民間企業)が雇用管理及び福利厚生を実施する仕組みを導入する。</p> <p>これにより、指揮監督システムを確保したうえ、人事管理を民間に委ね、自治体が徐々に組織のスリム化を図れるようにすべきである。</p> <p>なお、労働者派遣と類似する部分があるが、本制度では期間制限を設けないものとするべきである。</p>	<p>自治体においては、業務の適切な管理運営のため、外部人材資源を活用する場合でも指揮命令権を直接行使したいというニーズが強く存在する。他方、給与計算や福利厚生事務などはまさに外部委託を実施すべき業務に他ならない。こうした点を考えると、自治体においてはPEOへの潜在的ニーズが高いものと思われる。</p> <p>現行の地方公務員制度・労働法制度はかかる共同雇用制度を想定していないと思われるが、新しい公共を創出するためのツールとして、地方公共団体に関する法特例措置として検討すべきである。</p>		市場化テスト推進協議会	13 東京都	総務省 厚生労働省
3003100	民間事業者への通則的権限委任規定の創設	<p>地方自治法第153条第1項において、長が条例の定めるところにより指定する者に業務を委ねることができるようにし、併せて指定を受けた者に対しみなし公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定める</p>	<p>自治体の業務を民間に包括的に委託しようとする場合、当該業務の権限が法令により定められたものであるときは法令による権限配分を変更することになるため、法令の根拠が必要となる。このため、自治体が民間事業者に対して柔軟に権限を授権することは困難である。</p> <p>地方自治法は第153条第1項において長が吏員に権限を委任できる旨定めているが、さらに民間事業者に対しても柔軟に権限を委任できるようにするため、条例の定めるところにより、自治体が指定する者に業務を委ねることができるようにし、併せて指定を受けた者に対しみなし公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定めるべきである。</p> <p>新しい公共を創出するためには、その担い手についても一定の規整を行ったうえ、彼らがどのような業務に従事できるのか、その根拠と範囲を明確に定める必要がある。</p>		市場化テスト推進協議会	13 東京都	総務省

3003110	民間事業者に対する補助執行通則規定の創設	<p>地方自治法第180条の2と同様に、民間事業者による補助執行規定を定め、併せて当該民間事業者に対しみなし公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定めるべきである。なお、第180条の2は「他の執行機関との関係」について定める第5款に置かれているため、執行機関ではない民間事業者についてここで規定することは形式上適切でないことも想定される。このため、同条と類似した規定を特例措置として定めることを要望する。</p>	<p>自治体の業務には、業務権限それ自体の移動を伴わず、民間事業者が業務を内部的に補助し、対外的には長の名で執行するいわゆる補助執行とすることが適切な場合も多い。ところが、法令には民間事業者に委託ないし補助執行させることができるとは書いていないことが通例であり、民間事業者への委託の可否を巡りしばしば混乱が生じているところである。</p> <p>これに対し、長の権限に属する事務の一部を民間事業者にも補助執行させることができる(あるいは委託できる)ことを明確化するため、自治法第180条の2と同様に民間事業者への補助執行規定を定め、併せて当該民間事業者に対しみなし公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定めるべきである。</p> <p>なお、従来の民間委託では法改正なしでも実施されていたのであり、法改正の必要性がないという反論も想定されるが、自治体の業務につき、原則として民間委託が可能であることを明確化し、さらにみなし公務員規定等の措置を講じることを主眼とするものである。</p> <p>新しい公共を創出するためには、その担い手についても一定の規整を行ったうえ、彼らがどのような業務に従事できるのか、その根拠と範囲を明確に定める必要がある。</p>		市場化テスト推進協議会	13 東京都	総務省
3003120	みなし公務員規定の適用に関する一般的根拠規定の創設	<p>構造改革特区法における法特例措置として、みなし公務員規定特区を創設する。自治体は、みなし公務員規定の適用を希望する業務につき構造改革特区申請し、認定された場合、当該業務についてみなし公務員規定を適用するものとする。</p> <p>案</p> <p>1. 措置の概要</p> <p>(1) 構造改革特区法において以下のような法特例措置を追加する。</p> <p>(2) 自治体の長は、対象とする業務の範囲及びみなし公務員規定を適用すべき期間を明らかにしたうえで構造改革特区認定を行う。</p> <p>(3) 認定を受けることにより、当該業務はみなし公務員規定の対象業務となる。</p> <p>(4) 当該業務に従事する者は、これにより当然にみなし公務員規定が適用される。</p> <p>2. 運用など</p> <p>(1) みなし公務員規定の適用期間は必要に応じ更新することができるものとする。</p> <p>(2) 公共サービス改革法の第2条第4項第1号に関するみなし公務員規定と同様に、自治体が対象範囲や期間を一定程度柔軟に定めることを可能とする。</p>	<p>公共サービスの中には、特にその適切確実な実施を確保することが求められるものがあり、このような業務には必要に応じ各種監督措置やみなし公務員規定が置かれていることも少なくない。</p> <p>特にみなし公務員規定は、贈収賄や職権濫用の防止という点で大きな意義が見出せる規定である。自治体の業務には、贈収賄や職権濫用等を防止すべき必要性がある業務も少なくない以上、自治体がみなし公務員規定を柔軟に活用できれば非常に有益である。</p> <p>ところが、みなし公務員規定は、個別法において定められる場合のほか、公共サービス改革法においても定められているものの、自治体がこれらを柔軟に活用できるかという点では極めて不十分である。</p> <p>このため、自治体が必要に応じみなし公務員規定を柔軟に適用できるよう、みなし公務員規定特区を創設し、みなし公務員を特定の業務に適用したい自治体はその業務の範囲を明らかにした上特区申請し、認定された後は当該業務に従事する民間事業者にみなし公務員規定が適用されるものとする。</p> <p>これにより、特区がみなし公務員規定の通則法として機能することが期待され、適切確実なアウトソーシングの実施に大きく寄与すると期待される。</p> <p>なお、刑法は特区になじまないという反論が想定されるが、既に特区においてみなし公務員規定が定められている事例がある以上、この反論には理由がない。</p>		市場化テスト推進協議会	13 東京都	総務省
3003170	住民基本台帳法関係業務の民間委託可能範囲の拡大	住民基本台帳法関係の業務につき、民間委託可能な領域を拡大すべきである。	<p>住民基本台帳関連業務は自治事務であり、自治法第2条第13項の定めるとおり、地域の特性に応じて事務処理すべきとする特別配慮義務が妥当するはずである。</p> <p>また、住基ネットワーク業務については、民法上の法人たる財団法人地方自治情報センターが、一定の服務規律等を課せられたうえ指定情報処理機関とされている。とすれば、他の民間事業者であっても一定の資格要件を定め、所要の服務規律等を課すことにより、住基関係業務を行うことができるべきである。</p> <p>住民基本台帳のデータは住民への様々な行政サービスの基礎となっている。住民基本台帳関係業務を民間に委ねることができるか否かは他の多くの自治体業務の民間開放とも深く関わる以上、自治体の要望を踏まえつつ建設的かつ積極的な検討を行うことを強く要望する。</p>		市場化テスト推進協議会	13 東京都	総務省

3003210	指定管理者制度の契約化	<p>地方自治法第二百四十四条の二(公の施設の設置、管理及び廃止)を次のとおり改正すべきである。</p> <p>「3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体(以下本条及び第二百四十四条の四において「受託管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。」</p> <p>このほか、契約化に伴い所要の改正を行うべきである。</p>	<p>指定管理者制度では、指定は行政処分として扱われ契約とは解されないため、自治法上の契約に関する規定は適用されない。このため、一般競争原則主義は適用されず、選定手続が不透明な随意指定が横行する一因ともなっている。また同条第6項では指定管理者の指定にあたり議会の議決が必要とされているため、極めて小規模な案件であっても議決を要し手続が硬直的であるという問題がある。</p> <p>また、たとえば公の施設を民間事業者管理運営させようとする場合、当該事業者が特定公共サービスたる窓口業務を実施させようとした場合、現行制度では指定と契約の二種類の手続きを行う必要が生じる。</p> <p>ところが、仮に現在でも指定管理者制度が導入されていなければ、公の施設の管理は公共サービス改革法上の特定公共サービスとなり得る。この場合、行政処分権限は、法律(公共サービス改革法)の根拠に基づき契約により民間に授けられるものとなる。</p> <p>このように指定管理者制度における指定が契約化されることにより、通常の委託契約と同様に一般競争入札原則主義が適用され、選定手続の透明化の一助となるうえ、少額案件は議会の議決が不要となり手続が簡素化できる。</p> <p>さらには、委託手続を契約に一本化することが可能となり、手続を簡素化することができる(PFIにおいても同様のメリットがある)。</p> <p>こうした点から、指定管理者制度を契約化することを検討すべきである。</p>		市場化テスト推進協議会	13 東京都	総務省
3003220	私人の公金取扱禁止原則の廃止	<p>地方自治法第243条(私人の公金取扱いの制限)を次のように改正すべきである。</p> <p>「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除き、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせることができる。」</p>	<p>自治法243条は私人に公金を取り扱わせることを原則的に禁止し、例外的に、自治令第158条に個別列挙されたものを私人に委託できるものとする。これは、公金ゆえその取扱を慎重に行うべきという配慮に基づくものとされる。</p> <p>しかし、既に多くの公金項目が私人に取り扱えるものとされており、今後私人に取り扱わせるべきとして発生する要望は少額かつ発生頻度の少ない項目と考えられる。仮にこれらについて逐次個別に解禁要望を行わせるとすれば、その手続が煩瑣であるうえ、自治法の改正を待たねばならず、迅速な対応が困難である。</p> <p>そもそも、原則禁止・個別解禁という思考形式は、自治体の行政運営に対する不信を前提としたものとも言え、問題がある。実務的にも、要望があれば自治令第158条への追加を積極的に検討するとしており、もはや自治法第243条は形骸化しているというべきである。</p> <p>仮に私人に取り扱わせるべきではない公金項目があるとするならば、むしろ禁止される公金項目を明示列挙すべきである。</p> <p>自治法第243条は全面改正し、私人の公金取扱禁止原則は廃止すべきである。</p>		市場化テスト推進協議会	13 東京都	総務省
3004010	徴税業務における各プロセスの民間開放【新規】	<p>地方税法上の行政処分としての「督促」、滞納処分に関わる財産調査のための「質問及び検査」や「搜索」、「差押」についても、一定の服務規律を課した上で民間委託を実施できるようにすべきである。</p> <p>特に、「督促」については、早期に民間開放を実施すべきである。</p>	<p>地方財政が逼迫する中で、地方公共団体では、労働集約的な作業である税徴収業務を行う税務職員を十分に確保することができなくなっている。このような状況の中で、人件費を抑制しつつ滞納処分を進めるために、徴税業務の民間委託が必要だとの意見が民間事業者と地方公共団体の双方から寄せられている。</p> <p>総務省は「督促」、「質問及び検査」、「搜索」、「差押」は「公権力の行使であるため」民間委託することができないとの意見を表明しているが、例えば都市再開発法では、再開発会社が、負担金又は過剰金を滞納した事業参加者に督促状を発送して督促を行い、一定の条件の下で滞納処分を行えるとされている。このような事例を参考にして、一定の資格を備えた民間事業者が、「督促」、「質問及び検査」、「差押」を担えるようになれば、地方税の時効消滅を防止して徴税率の向上という成果を得ることが可能になる。</p>		(社)日本経済団体連合会	13 東京都	総務省 法務省

3005010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限ってのみ、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認容される措置。 具体的内容については司法書士法第73条第1項第1号の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができることを明文化する。	本要望については各方面から再三再四にわたり、要望が出されていたところであるが、それを受けて法務省が実施した商業・法人登記業務の実態等に関するアンケート調査の結果が本年3月に法務省民事局から公表された。 その結果から判断しても利用者である国民の行政書士の商業・法人登記に関連する業務に一定の満足を得ていること。行政書士の業務で会社設立の代理人としての定款作成、認証代理や会社議事録等の作成に従来から携わっていること。特に行政書士は医療法人、宗教法人、学校法人等の設立許認可業務を主務官庁へ行っており、その認可、許可後に設立登記をする必要があり、実態面からも業務が分断している。この状況が続く限り、規制改革、規制緩和に逆行していると言わざるを得ない。 最も大切なことは司法書士、行政書士の職域や業際問題ばかりに傾くのではなく、利用者である国民の利便性、観点からも早急に開放が望まれる。		個人	26 京都府	総務省 法務省
3006010	特別職公務員(嘱託)の徴税吏員(徴収吏員)任命	地方税法第1条第3項の徴税吏員には、一般職公務員のみ任命できるものとされているが、特別職である嘱託職員も任命できるものとすべきである。	自治体の歳入確保は最重要な課題であり、特に税源移譲が実施された19年度は、自主財源確保のため収納率の向上が求められている。 一方、地方税・国民健康保険料・介護保険料の徴収業務においては、厳しい財政運営等を考慮すれば、これ以上人件費を増大させることはできない状況であり、滞納整理業務が増大しても、増員は望めず現員で取り組まざるを得ないのが現状である。 また、特別職公務員(嘱託)は一般職よりも人件費が低く、自治体が直接指揮監督を行えるため様々な業務に活用されているが、嘱託を徴税吏員(徴収吏員)に任命することは否定されており、現状では嘱託による差押等の公権力の行使は困難となっている。 よって、有能な人材である嘱託を確保・活用して収納率向上を図るため、嘱託を徴税吏員(徴収吏員)として任命できるよう規制を緩和することを要望する。 なお、足立区においては、嘱託職員が、地方税・国民健康保険料・介護保険料をあわせて収納するシステムを導入している。		東京都足立区	13 東京都	総務省
3006020	地方税の納付勧奨業務の民間委託	地方税における滞納処分権限のうち、督促、質問検査、滞納者の所在確認、財産調査、納税交渉等について、民間事業者へ委託可能とされたい。	自治体の歳入確保は最重要な課題であり、特に税源移譲が実施された19年度は、自主財源確保のため収納率の向上が求められている。 一方、地方税徴収業務では、厳しい財政運営を考慮すれば、これ以上人件費を増大させることはできない状況であり、滞納整理業務が増大しても、増員は望めず現員で取り組まざるを得ないのが現状である。 したがってこの滞納整理業務のうち、督促、質問検査、滞納者の所在確認、財産調査、納税交渉等につき、債権回収業務の法的認可を受けた業者に業務委託が可能となれば、徴税吏員を滞納処分業務に効果的かつ集中的に従事させることが可能になるほか、民間事業者の創意工夫を発揮させ収納率向上、経費の削減も期待できる。		東京都足立区	13 東京都	総務省 法務省
3008010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	行政書士が受託した業務に付随(密接に関連)する場合に限り、行政書士が行う商業・法人登記業務を認めること。 具体的には、司法書士法上の業務制限条項である第73条の但書を一部改正し、ただし、行政書士がその業務に付随して商業・法人登記業務を行う場合または他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。とされたい。	従来から商業・法人登記については、司法書士(弁護士)の独占業務となっており、平成17年度以降、規制改革・民間開放推進会議室宛に、多方面からその開放要望が出されていた。法務省はこれらの要望や再検討要請を受け「利便性の向上など国民にとって有益な制度改革を行うために、商業・法人登記の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、関係府省と連携してこのような実態やニーズについて調査することとしている。」と回答し、行政書士及び一般国民を対象としたアンケート調査を実施し、19年3月にその結果を公表した。 それによると「行政書士に対する調査の回答者のうち、66.1%の行政書士が過去に商業・法人登記に関連する業務の「経験がある」と回答しており、その47.2%が1年当たりの平均件数10件未満、39.9%が10件以上50件未満であり、行政書士が商業・法人登記に関連する業務に一定の関与をしていること。また、登記申請人本人に対する調査においては、会社等の定款や株主総会・取締役会の議事録の作成等について行政書士に依頼した経験があると回答した方のうち、その際の行政書士の仕事内容等について、「大変満足」又は「ほぼ満足」と回答した方の合計が77.5%を占めていることから、行政書士の商業・法人登記に関連する業務に対しても、国民が一定程度満足しているといえること。」との結論が得られている。 行政書士の半数以上がが商業・法人登記に一定の関与をしていること及び国民の満足度は司法書士(72.5%)を上回っていること等を勘案すれば、速やかなる開放が望まれる。		国民利便・負担軽減推進協議会	26 京都府	総務省 法務省

規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案

提案事項 管理番号	規制の特例措置 の番号・名称	提案内容	提案理由	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・ 関係官庁
2006010	920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	給食の外部搬入について、給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合において、保育所入園児童の給食の献立・栄養素量・食育等の管理・指導に学校の栄養教諭が携われるようにする。	<p>保育所の給食の献立作成や園児に提供する栄養素量の管理、食育等の実施にあっては、専門的知識を有する栄養士を配置するのが効率的かつ効果的である。</p> <p>保育所給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合に、栄養士の資格を有し、学校給食の献立や栄養素量の管理等を行う栄養教諭を保育所の給食業務に活用したいと考えているが、栄養教諭は学校給食法等により学校の教育職員として位置づけられ、市町村立学校職員給与負担法により都道府県が給与費を負担しているため、栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが困難な状況にある。栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが出来れば、保育所独自で栄養士を確保する必要がなくなり人件費の削減につながるばかりでなく、幼児期からの一貫した食に関する管理と食育の実践により児童の正しい食習慣の定着に資すると考える。</p>	大野町	21 岐阜県	総務省 文部科学省 厚生労働省